

官報

号外 平成三十年三月九日

○第百九十六回 衆議院會議録 第八号

平成三十年三月九日(金曜日)

議事日程 第六号

平成三十年三月九日

午後一時開議

第一 国際観光旅客税法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 国際観光旅客税法案(内閣提出)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 国際観光旅客税法案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、国際観光旅客税法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長小里泰弘君。

国際観光旅客税法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(小里泰弘君登壇)

○小里泰弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するものであります。

本案は、去る二月十三日当委員会に付託され、十六日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十三日から質疑に入り、二十八日質疑を行い、三月二日参考人からの意見聴取を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行

い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣松山政司君。

(国務大臣松山政司君登壇)

○国務大臣(松山政司君) ただいま議題となりました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

政府においては、喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、新しい経済政策パッケージにおいて、子育て安心プランに基づく保育の受け皿整備を二年前倒しし、二〇二〇年度までに三十二万人分の整備をすることとしております。

この法律案は、子育て安心プランの実現に向け、社会全体で子育て世代を応援していくという大きな方向性の中で、一般事業主から徴収する拠

出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずるものでございます。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を千分の二・五から千分の四・五に引き上げることとしております。

第二に、子どものための教育・保育給付の費用のうち、三歳未満児相当分の一部に、当該拠出金を充てることとしております。また、全国的な事業主の団体は、その充当割合について、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとしております。

第三に、当分の間、市町村は、保育の量的拡充及び質の向上を図るための事業を行うことができることとし、当該事業を行う市町村に対し、国は、当該事業に要する費用の一部を補助することができることとしております。また、都道府県は、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、関係市町村等との協議会を組織することができるといたしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしていたしております。

最後に、この法律案は、平成三十年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。中山展宏君。

〔中山展宏君登壇〕

○中山展宏君 自由民主党の中山展宏です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案につきまして質問をいたします。(拍手)

我が国における少子化の問題は、まさに国難というべき状況です。過去最低の合計特殊出生率

一・二六となりました平成十七年に比べ、近年は徐々に上昇傾向にあり、平成二十八年度で一・四四となりましたが、昨年一年間に生まれた子供の数は約九十四万一千人と、二年連続で百万人を下回りました。引き続き、より一層の少子化対策として、結婚、出産、子育てまで切れ目のない支援ができるような環境整備を行ってまいらなければならないと思います。

また、働くことを希望するその人がその思いを実現することができるよう、仕事と家庭を両立できる環境整備も重要です。一人一人が個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望や能力を発揮でき、それぞれが納得して生きがいを感じることができると社会の実現を目指していく必要があります。

小さなお子さんがいらつしやる、保育を必要とされる御家族のため、一刻も早い待機児童解消に取り組まなければなりません。

もちろん、これまでも政府において、子ども・

子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランに基づく取組などにより、保育の受皿整備が進められてきました。平成二十五年度から平成二十九年までの五年間で約五十九万人分の受皿が確保される見込みであるなど、保育の受皿は着実にふえ続けております。

他方で、女性活躍の推進に積極的に取り組んでいく中で、女性の就業率が上昇しています。これに伴い、保育を必要とする子供の人数もふえたことにより、引き続き受皿確保が喫緊の課題となっております。

そこで、政府においては、人づくり革命などを進める新しい経済政策パッケージにおいて、切実な課題である待機児童の解消を図るため、子育て安心プランを前倒しし、二〇二〇年度までに三十三万人分の受皿整備を進めることとされました。私としても、仕事と子育ての二者択一ではなく、仕事も子育ても両立でき、安心して子育てができる社会の実現に向けて、このプランを確実に実現することが重要であると考えています。

そこで、子育て安心プランの前倒しを確実に実行し、待機児童解消に向けた取組を強力に進めていただきたいと思います。加藤厚生労働大臣にその御決意をお伺いいたします。

次に、この子育て安心プランを実現するため、今回の改正において、経済界の御協力をいただき、子ども・子育て拠出金の率の上限を〇・四五%に引き上げるとともに、新たに保育の運営費のゼロ歳児から二歳児相当分に充てることとしております。

改めて、子育て支援の分野において経済界に御

協力をいただくことになりました基本的な考え方と意義について、松山担当大臣にお伺いいたします。

また、子育て安心プランの実現のため、企業主導型保育事業についても、今回の拠出金の引上げの一部を充てることとされています。企業主導型保育事業は、企業からかなり整備の御要望があると聞いており、今後も待機児童解消に向けて非常に重要な役割を担うことと思っております。

そこで、企業主導型保育事業の役割とこれまでの取組状況、そして今後の取組方針について、松山担当大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、待機児童解消を図る際には、保育所などの施設数をふやすだけではなく、保育士の処遇改善を始めとする人材確保策もしっかりと講じていく必要があります。

今回の改正においては、都道府県が市町村の取組を支援するための協議会を設置できることとされております。

もちろん、市町村の方々におかれては、地域の実情に応じ御努力をいただいていると存じますが、都道府県が中心となつて市町村や関係者と連携しながら保育の課題に取り組んでいくことは、一層の市町村間の連携や、保育人材の確保、資質の向上を図ることにつながるのではないかと思います。

そこで、今回創設する協議会の活用なども含め、これから保育士等の保育人材の確保をどのように進めていくのか、加藤厚生労働大臣の御見解をお伺いいたします。

最後に、少子化の問題は、長時間労働、子育て

と仕事の両立の難しさ、子育て中の孤立感や心理的負担、教育費の重さや経済環境など、さまざまな要因が複雑に絡み合っており、きめ細かな少子化対策を網羅的に推進することが重要です。

そのため、少子化対策担当大臣として、この法案の実現とあわせて、少子化問題にもしっかり取り組み、誰もが安心して子供を産み育てられ、家族において理想の子供の人数が育めるような社会の実現を目指していただきたいと思います。

そこで、少子化問題に対する認識と少子化対策に対する今後の取組方針について、松山担当大臣の御見解をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇〕

○国務大臣(加藤勝信君) 中山展宏議員から、二問御質問をいただきました。

待機児童解消に向けた取組についてのお尋ねがありました。

待機児童の解消は待ったなしの課題であります。昨年六月に策定いたしました子育て安心プランを前倒しし、平成二十九年度補正予算も活用しながら、二〇二〇年度末までに三十三万人分の保育の受皿整備を進め、待機児童の解消に最優先で取り組んでまいります。

保育人材の確保についてのお尋ねがありました。

保育人材の確保については、平成二十五年度以降、合計約一〇%の処遇改善を実現し、これに加えて、技能、経験に応じた月額最大四万円の処遇改善を行いました。

また、平成二十九年年度補正予算及び平成三十年
度予算案に一・一%の処遇改善を盛り込んでい
るほか、二〇一九年度も更に一%引き上げ、他産業
との賃金格差を埋めてまいります。

こうした処遇改善のほか、引き続き、新規の資
格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援
に総合的に取り組んでまいります。

また、子ども・子育て支援法の改正法案には、
都道府県が市区町村の待機児童解消の取組を支援
するため、保育人材の確保などについて、関係者
が協議する場を設置できる旨を盛り込んでおりま
す。この場を通じて、各地域ごとに必要な人材確
保の状況を分析し、それに応じた人材確保や育成
を行うなど、保育人材の確保につながることを期
待しております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣松山政司君登壇〕

○国務大臣松山政司君 中山展宏議員にお答え
をいたします。

子育て安心プランの実現のために経済界に御協
力いただく考え方と意義についてのお尋ねがござ
いました。

今回の子ども・子育て支援法の改正案は、社会
全体で子育て世代を支援していくという大きな方
向性の中で、一般事業主から徴収する拠出金の率
の上限を引き上げるとともに、子育て安心プラン
の実現に必要な保育の運営費の増加分に当該拠出
金を充てることなどを目的としているところでござ
います。

子ども・子育て支援は、親や保育所、幼稚園だ
けでなく、地域や企業などの社会の全ての構成員

が相互の役割を果たして協力していこうというこ
とが重要であると考えています。

また、保育の受皿を整備して仕事と子育ての両
立を図ることは、企業にとっても、子供のいる従
業員の離職の防止など、労働力確保に資する面も
あると認識をいたしております。

こうした観点から、現行の子ども・子育て支援
新制度においても、企業主導型保育事業などに對
して拠出金が充てられております。

このため、子育て安心プランの実現に必要な財
源についても、社会全体で子育て世代を支援して
いくという大きな方向性の中で、経済団体との協
議も踏まえ、御協力をいただくということにした
ものでございます。

また、企業主導型保育事業についてのお尋ねで
ございます。

企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源と
して、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供
する企業等を支援するとともに、待機児童対策に
貢献することを目的として平成二十八年年度に創設
をされました。これまでに七万人分の受皿の確保
に取り組んできており、平成三十年度は新たに二
万人分の受皿を確保するということになっておりま
す。

また、中小企業による活用を促進するため、中
小企業が設置する施設の運営費の負担軽減などを
実施することといたしております。

今後とも、仕事と子育ての両立支援と待機児童
対策に貢献するため、しっかりと取組を進めてま
いります。

また、少子化問題に対する認識と少子化に対す

る今後の取組についてお尋ねがございました。

昨年末に公表されました人口動態統計の年間推
計では、平成二十九年の出生数九十四万一千人、
過去最少となり、また、自然増減数はマイナス四
十万三千人と過去最大となりました。日本は、急
速に進む少子高齢化という、まさに国難と呼ぶべ
き課題に直面をいたしております。

少子化の問題は、若者の経済的な不安定さ、長
時間労働、また、仕事と子育ての両立の難しさ、
子育て中の孤立感や負担感、教育費の負担の重さ
など、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻むさ
まざまな要因が絡み合っているところでございま
す。これを一つ一つ取り除いていくことが重要で
ございます。

このため、本法案の早期成立を目指して、二〇
二〇年度までに三十二万人分の保育の受皿を整備
してまいります。

そのほか、幼児教育、保育の無償化や、真に必
要な子供に限った高等教育の無償化、長時間労働
の是正や同一労働同一賃金の実現等の働き方改革
などに関係省庁が連携して取り組んでまいりま
す。

加えて、現在、私のもとで、社会全体で取り組
むべき対応策として幅広い観点から検討するた
め、少子化克服戦略会議を開催しております。こ
その成果は、できることから速やかに実施をして
まいりたいと思っております。(拍手)

○議長(大島理森君) 中野洋昌君。

〔中野洋昌君登壇〕

○中野洋昌君 公明党の中野洋昌です。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりま
した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
案につきまして質問いたします。(拍手)

待機児童の解消は、少子高齢化の克服に向け解
決すべき喫緊の課題であり、女性の活躍促進のた
めにも、極めて重要な政策であります。こうした
問題意識から、第二次安倍政権発足後、私ども
は、保育の受皿を約五十九・三万人増加させるな
ど、待機児童の解消に全力で取り組んでまいりま
した。

しかし、女性の就業率の向上に保育の受皿整備
が追いついておらず、依然として、二万六千人を
超える待機児童が存在しております。このため、
三十二万人分の受皿を確保するという子育て安心
プランを二年前倒して行うこととなっております。
これを確実に進めていく必要があります。

本法案は、子育て安心プランに定める保育の受
皿確保に必要な予算について、社会全体で子育て
を支えるという観点から、経済界に対して応分の
負担を求めるというものであり、以下、具体的に
質問いたします。

待機児童は、大都市を有する都道府県に多く存
在し、また、特に一、二歳児に多く集中しており
ます。一昨年、公明党が発表した待機児童解消を
求める緊急提言でも訴えているとおり、待機児童
解消に向けては、こうした地域の実情や利用者の
視点に立ち、きめ細やかな支援策を行っていかな
ければなりません。

また、子育て安心プランが定める三十二万人分
という保育の受皿整備の目標は、あくまでマクロ
で計算した数値にすぎず、実際に市町村が受皿の

整備を進めるに当たっては、保護者に丁寧な寄り添いながら、潜在的なニーズも含めてしっかりと把握し、それぞれの区域ごとに、きめ細やかな実態把握をしていく必要があります。

また、都市部においては、施設の確保が困難であったり、大型マンションが建設された場合に一時的に多くの待機児童が発生したりするなど、都市部特有の課題が存在しており、こうした課題にきめ細やかに対応する必要があります。

こうした点に対応しつつ、どのように待機児童を解消していくのか、厚生労働大臣の答弁を求めます。

子育て家庭にはさまざまなニーズがあり、例えば、子供が急に病気になったときに対応してくれる病児・病後児保育へのニーズは、保育の受皿が増加するにつれて、更に大きなものとなっています。また、新生児医療技術の発達を受け、生活する中で医療的なケアが必要な医療的ケア児の人数も年々増加しており、これに対するニーズが高まっていますが、残念ながら、現状ではこれらのニーズに十分に対応できる状況にはなっており、現場の声に耳を傾けながら、市町村とも連携しつつ、更に支援を充実させていくことが不可欠であります。

病児・病後児保育や医療的ケア児など多様な保育のニーズに対応するための支援の充実について、厚生労働大臣の答弁を求めます。

また、小学校就学前の保育の受皿整備に加え、いわゆる小一の壁についても対策を行う必要があります。

放課後児童クラブは、登録児童数の増加に伴

い、待機児童数も一万七千人前後で横ばいで推移しており、このまま保育の受皿整備を進めていけば、放課後児童クラブの待機児童数も今後更に増加していくことが大いに懸念されます。

政府は、当初の計画を一年前倒し、二〇一八年度末までに約三十万人分の受皿の確保を行う予定ですが、これを着実に進めるとともに、その後の整備についても考えていく必要があります。

放課後児童クラブの今後の整備について、厚生労働大臣の答弁を求めます。

保育の受皿確保に当たっては、保育人材を確保するとともに、保育の質の改善とともに進めていくことが極めて重要です。このため、第二次安倍政権発足後、五年間で保育士の処遇を約一一％改善するとともに、技能や経験に応じて最大月四万円の上乗せを行うなど、処遇改善を大きく前進させてまいりました。

しかし、この保育士等の処遇改善加算について、副主任保育士など、ある程度経験を積んだ層への加算が多く、実際に働いておられる職員が若い経験年数に偏っている場合など現場の実態と合わない場合には非常に使い勝手が悪いとの指摘や、今後、研修の受講が加算要件となる予定ですが、業務が多忙でこれを受ける余裕がない、あるいは、地元で研修の実施体制が整っていない等、さまざまな指摘をいただいています。

この処遇改善加算については、柔軟な運用が可能となる制度へ見直すとともに、研修を受けられる体制の整備に向けた支援が必要であると考えますが、松山大臣の答弁を求めます。

保育人材の確保に向けては、現在一〇％を超え

ている保育士の離職率を下げていくことも重要な課題であると考えます。

保育士をされている方々からは、賃金が低い、仕事が多く長時間労働となる、職員の数が少なく余裕がない等の声が上がっており、こうした勤務環境が高い離職率につながっていると考えられます。

先ほど指摘した処遇改善の取組に加えて、保育士の働き方の改善、業務負担の軽減を行うことは、保育士の定着率を向上させ、必要な人材を確保することを可能とするともに、保育の質の向上にも資する重要な取組であり、支援を充実させる必要があると考えますが、厚生労働大臣の答弁を求めます。

これからの少子高齢化や人口減少を乗り越えていくためには、一人一人が持っている力や可能性を発揮できる社会をつくる必要があります。人への投資こそが未来を開いていく鍵であると考えます。中でも、幼児期における教育、保育は、さまざまな機能の発達という観点からも、生きる力や自信を子供たちに与えていくという観点からも、極めて重要なものであるというところは、多くの識者が指摘をされているところであります。

こうした質の高い幼児教育、保育を全ての子供たちが受けられることにすることが重要であり、そのためには、待機児童の早期解消に向け全力を注ぎつつ、幼児教育の無償化も進める必要があります。そして何よりも、幼児教育、保育の質の向上を着実に進めていくことが必要であります。

最後に、人づくりにおける幼児教育、保育の質の向上の重要性の認識、質の向上に向けた決意を

松山大臣に伺い、私の質問を終わります。
御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)

○国務大臣(加藤勝信君) 中野洋昌議員より、四問の御質問をいただきました。

保育の受皿確保についてのお尋ねがありました。

保育の受皿確保に当たっては、各市区町村が、保護者の意向を丁寧に確認しながら、潜在的なニーズを含めた必要な受皿整備を進めていくことが重要であります。

このため、保育コンシェルジュなどを活用しながら、潜在的な保育ニーズの把握に積極的に取り組むとともに、こうした保育の利用意向が的確に反映された受皿整備を行うよう、市区町村に対して要請をしているところであります。

また、待機児童の七割を占める都市部への対策としては、都市部における高騰した保育園の賃借料への補助や、大規模マンションにおける保育園の設置促進などに取り組んでおり、都市部における保育の受皿整備を進めてまいります。

多様な保育ニーズについてのお尋ねがありました。

病児保育事業については、これまで、感染症の流行などにより利用児童数の変動が大きく、経営が不安定になるなどの御指摘をいただいております。平成三十年度予算案では、基本的補助単価について、事業の安定によりつながらるような補助の仕組みとする等の仕組みを行うこととしてまいります。

また、医療的ケア児の保育については、平成二

十九年度より、保育所等に看護師を配置するなどの体制整備を行うモデル事業を創設し、平成三十年度予算案では、モデル箇所数の増加など、さらなる拡充を盛り込んでおります。

今後とも、多様な保育ニーズに応えられるよう、子育て支援の充実に努めてまいります。

放課後児童クラブについてのお尋ねがございました。

現在、放課後子ども総合プランに基づき、二〇一九年度末までに新たに約三十万人分の受皿整備を進めているところでありますが、二〇一七年五月現在で、新たに約二十三万人分、合計で百十七万人分の受皿が既に確保されております。

昨年十二月に閣議決定した新しい経済政策パッケージにおいては、約三十万人分の新たな受皿の確保を二〇一八年度までに前倒しする、さらに、状況を踏まえ、その後のあり方について検討するとされており、これに沿って、受皿整備に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

また、厚生労働省においては、放課後児童対策に関する専門委員会を昨年設置し、放課後児童クラブの量の拡充、質の確保、役割とメニューの充実など、今後の対策のあり方について現在検討を行っているところであり、本年六月を目途に、中間的な取りまとめをしていきたいと考えております。

保育士の業務負担軽減についてのお尋ねがございました。

保育士の業務負担軽減については、平成二十九年度補正予算において、保育業務のICT化の支援、平成三十年度予算において、保育士の業務を

補助する保育補助者の雇い上げ支援などを盛り込んだところであります。

高い使命感と希望を持って保育の道を選んだ方々が長く働くことができるよう、引き続き、処遇改善とともに、働き方の改善、業務負担の軽減等、勤務環境の改善を図ってまいります。(拍手)

(国務大臣松山政司君登壇)

○国務大臣(松山政司君) 中野洋昌議員にお答えをいたします。

保育士等の処遇改善加算についてのお尋ねがありました。

技能、経験に応じた四万円等の加算は、保育人材の賃金水準を引き上げるとともに、保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入いたしました。

この加算につきましては、現場からの声も踏まえて、より実情に合った制度となるように、研修の受講要件について、二〇二二年度を目途に必須化を目指す、また、副主任保育士等を対象としていた加算額を比較的若い階層である職務分野別リーダー等にも配分を可能とする、そしてさらに、同一法人内で施設をまたぐ配分を可能とするといった見直しを行う予定といたしております。

また、各都道府県が受講ニーズに対応した研修の実施体制が整備できますように、引き続き、支援に努めてまいります。

幼児教育、保育の質の向上についてのお尋ねがございました。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。こうした時期に行われる幼児教育、保育は、知識、IQなどの認知能力だ

けではなく、根気強さ、注意深さ、意欲などの非認知能力の育成においても大変重要な役割を果たしております。このため、幼児教育、保育の質の向上が不可欠であると考えております。

子ども・子育て支援新制度におきまして、平成二十七年年度の制度施行当初から、幼児教育、保育、子育て支援の量的拡充とともに、質の向上に取り組んでまいりました。

具体的には、まず、消費税が一〇％に引き上げられたときに実施することにした〇・七兆円のメニューについて、消費税が八％に据え置かれる中であって、全ての事項を既に実施をいたしました。

また、消費税財源以外の財源により実施することとされている、さらなる質の向上を実施するための〇・三兆円メニューにつきましては、平成三十年度予算案において、二十九年度に引き続き、職員の処遇改善など、メニューの一部を実施することとしております。なお、これらとは別に、技能、経験に基づく四万円の処遇改善も行っております。

○三兆円メニューにつきましては、骨太の方針二〇一七において、子ども・子育て支援のさらなる質の向上を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していくとされております。こうした方針に基づいて、引き続き、各年度の予算編成過程において、安定的な財源確保に努めてまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

出席国務大臣

財務大臣 麻生 太郎君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
国務大臣 松山 政司君

出席副大臣

内閣府副大臣 田中 良生君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る二日、内閣から次の報告書を受領した。
平成二十九年度第三・四半期における予算使用の状況
平成二十九年度第三・四半期における国庫の状況

(議席変更)

一、去る二月二十八日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二七一 福井 照君
三三五 江崎 鐵磨君

(理事補欠選任)

一、去る二月二十八日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 星野 剛士君(理事福井照君去る二月二十七日委員辞任につきその補欠)

一、去る二日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 寺田 学君 (理事後藤祐一君去る一月十二日委員辞任につきその補欠)

外務委員会

理事 小熊 慎司君 (理事寺田学君去る一月十二日委員辞任につきその補欠)

国土交通委員会

理事 鬼木 誠君 (理事田中良生君去る一月二十九日委員辞任につきその補欠)

欠

環境委員会

理事 江田 康幸君 (理事鰐淵洋子君去る二日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

井林 辰憲君	高村 正大君
金子万寿夫君	宮路 拓馬君
宗清 皇一君	岡下 昌平君
山口 泰明君	井野 俊郎君
宮路 拓馬君	金子万寿夫君
井野 俊郎君	山口 泰明君
岡下 昌平君	宗清 皇一君
高村 正大君	井林 辰憲君

財務金融委員

辞任

補欠

御法川信英君	宮路 拓馬君
石崎 徹君	田所 嘉徳君
柴山 昌彦君	熊田 裕通君
武井 俊輔君	杉田 水脈君
本田 太郎君	上杉謙太郎君
山田 賢司君	古田 圭一君
青山 大人君	稲富 修二君
熊田 裕通君	西田 昭二君
杉田 水脈君	金子 俊平君
田所 嘉徳君	国光あやの君
上杉謙太郎君	本田 太郎君
金子 俊平君	武井 俊輔君
国光あやの君	石崎 徹君
西田 昭二君	柴山 昌彦君
古田 圭一君	山田 賢司君
宮路 拓馬君	御法川信英君
稲富 修二君	青山 大人君

予算委員

辞任

補欠

あべ 俊子君	加藤 鮎子君
石破 茂君	赤澤 亮正君
今村 雅弘君	岩田 和親君
岩屋 毅君	山田 賢司君
衛藤征士郎君	神田 憲次君
山内 康一君	早稲田夕季君
井出 庸生君	柚木 道義君
稲富 修二君	源馬謙太郎君
小熊 慎司君	山井 和則君

大西 健介君

今井 雅人君

黒岩 宇洋君

福田 昭夫君

遠藤 敬君

山田 賢司君

浦野 靖人君

斎藤 洋明君

安藤 裕君

岩田 和親君

神田 憲次君

早稲田夕季君

今井 雅人君

源馬謙太郎君

山井 和則君

柚木 道義君

串田 誠一君

赤澤 亮正君

加藤 鮎子君

福田 昭夫君

牧島かれん君

もといら賢太郎君

宮内 秀樹君

関 健一郎君

黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君

下条 みつ君

環境委員

辞任

補欠

青木 武志君

下条 みつ君

野田 佳彦君

篠原 孝君

内閣委員

泉田 裕彦君

三谷 英弘君

森山 浩行君

木村 哲也君

古川 康君

尾辻かな子君

森山 浩行君

外務委員

辞任

補欠

杉田 水脈君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

財務金融委員

辞任

補欠

國場幸之助君

高木 啓君

本田 太郎君

末松 義規君

前原 誠司君

高木 啓君

金子 俊平君

神田 裕君

山川百合子君

杉田 水脈君

西岡 誠司君

末松 義規君

國場幸之助君

前原 誠司君

高木 啓君

金子 俊平君

神田 裕君

山川百合子君

杉田 水脈君

西岡 誠司君

末松 義規君

國場幸之助君

前原 誠司君

高木 啓君

金子 俊平君

環境委員

辞任

補欠

青木 武志君

下条 みつ君

野田 佳彦君

篠原 孝君

内閣委員

泉田 裕彦君

三谷 英弘君

森山 浩行君

木村 哲也君

古川 康君

尾辻かな子君

森山 浩行君

外務委員

辞任

補欠

杉田 水脈君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

木村 弥生君

国土交通委員

辞任

補欠

中谷 真一君
森山 浩行君
佐藤 明男君
山本和嘉子君

佐藤 明男君
山本和嘉子君
中谷 真一君
森山 浩行君

環境委員

辞任

補欠

三浦 靖君
細野 豪志君
神田 裕君
山岡 達丸君

神田 裕君
山岡 達丸君
三浦 靖君
細野 豪志君

議院運営委員

辞任

補欠

藤丸 敏君
牧島かれん君
山内 康一君
もとむら賢太郎君

岩田 和親君
井上 貴博君
海江田万里君
津村 啓介君

厚生労働委員

辞任

補欠

井上 貴博君
岩田 和親君
海江田万里君
津村 啓介君

藤丸 敏君
山内 康一君
もとむら賢太郎君
津村 啓介君

議院運営委員

辞任

補欠

篠原 孝君
根本 幸典君
山内 康一君
もとむら賢太郎君

平野 博文君
八木 哲也君
海江田万里君
津村 啓介君

国土交通委員

辞任

補欠

塩川 鉄也君
八木 哲也君
海江田万里君
津村 啓介君

宮本 幸典君
山内 康一君
もとむら賢太郎君
塩川 鉄也君

環境委員

辞任

補欠

辻元 清美君
門山 宏哲君
城内 実君
石川 昭政君

逢坂 誠二君
木村 哲也君
石川 昭政君
城内 実君

議院運営委員

辞任

補欠

門山 宏哲君
城内 実君
石川 昭政君
木村 哲也君

木村 哲也君
石川 昭政君
城内 実君
門山 宏哲君

厚生労働委員

辞任

補欠

足立 康史君
浦野 靖人君
農林水産委員

浦野 靖人君
足立 康史君
補欠

国土交通委員

辞任

補欠

中谷 真一君
鳩山 二郎君
初鹿 明博君
三浦 靖君

三浦 靖君
宮路 拓馬君
日吉 雄太君
中谷 真一君

環境委員

辞任

補欠

河井 克行君
福山 守君
木村 次郎君
国光あやの君

国光あやの君
木村 次郎君
上杉謙太郎君
宮路 拓馬君

安全保障委員

辞任

補欠

古本伸一郎君
近藤 和也君
古本伸一郎君
近藤 和也君

近藤 和也君
古本伸一郎君
近藤 和也君
古本伸一郎君

議院運営委員

辞任

補欠

福田 昭夫君
黒岩 宇洋君
福田 昭夫君
黒岩 宇洋君

黒岩 宇洋君
福田 昭夫君
黒岩 宇洋君
福田 昭夫君

厚生労働委員

辞任

補欠

足立 康史君
浦野 靖人君
足立 康史君
浦野 靖人君

浦野 靖人君
足立 康史君
浦野 靖人君
足立 康史君

特別委員辞任及び補欠選任

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生に関する特別委員

辞任

補欠

古川 禎久君
篠原 孝君
富樫 博之君
金子 恵美君

富樫 博之君
金子 恵美君
古川 禎久君
篠原 孝君

(議案提出)

一、去る二月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

予算委員長河村建夫君解任決議案(辻元清美君外五名提出)

一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

消費者契約法の一部を改正する法律案

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案

森林経営管理法案

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
(階猛君外五名提出)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)

東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(階猛君外五名提出)

一、昨八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(柿沢未途君外五名提出)

(議案受領)

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

古物営業法の一部を改正する法律案
都市農地の貸借の円滑化に関する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案
(委員会審査省略要求書受領)

一、去る二月二十八日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

予算委員長河村建夫君解任決議案

辻元清美君外五名

(議案付託)

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
国土交通委員会 付託

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
環境委員会 付託

(議案送付)

一、去る二月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成三十年度一般会計予算
平成三十年度特別会計予算
平成三十年度政府関係機関予算

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
(階猛君外五名提出)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)

東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(階猛君外五名提出)

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書
一、調査する事項

一、内閣の重要政策に関する事項
二、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する事項

三、栄典及び公式制度に関する事項
四、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

事項
五、国民生活の安定及び向上に関する事項

六、警察に関する事項
二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年三月二日

内閣委員長 山際大志郎
衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国際情勢に関する事項

二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年三月二日
外務委員長 中山 泰秀
衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項

一、国土交通行政の基本施策に関する事項
二、国土計画、土地及び水資源に関する事項

三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項
四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項

五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
六、北海道開発に関する事項

七、気象及び海上保安に関する事項
二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年三月二日

衆議院議長 大島 理森殿
国土交通委員長 西村 明宏

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、環境の基本施策に関する事項

二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する事項

三、循環型社会の形成に関する事項

四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項

五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項

六、原子力の規制に関する事項

七、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年三月二日

衆議院議長 大島 理森殿
環境委員長 松島みどり

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安に関する事項

四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年三月六日

衆議院議長 大島 理森殿
法務委員長 平口 洋

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産関係の基本施策に関する事項

二、食料の安定供給に関する事項

三、農林水産業の発展に関する事項

四、農林漁業者の福祉に関する事項

五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年三月六日

衆議院議長 大島 理森殿
農林水産委員長 伊東 良孝

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年三月六日

衆議院議長 大島 理森殿
安全保障委員長 寺田 稔

(質問書提出)

一、去る二月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

児童相談所の「一時保護」と「乳幼児ゆさぶられ症候群」に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

外国人労働者と移民に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

地域共生社会の実現と隣保館の役割に関する質問主意書(長尾秀樹君提出)

日本相撲協会の公益認定に関する質問主意書(城井崇君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

偽造国際免許証によるレンタカー利用に関する質問主意書(大西健介君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

牧原秀樹厚生労働副大臣の「全面テレビ公開で、公開リンチのようにやる」との発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

科学的特性マップに関する意見交換会に電力会社関係者が参加していたことに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

JOCが平昌五輪の選手の壮行会の公開を規制したことに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

東シナ海で沈没したタンカーから流出し我が国の島々に漂着した油状物の回収費用に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

優生保護法における強制不妊手術とNHKとの関係に関する質問主意書(初鹿明博君提出)
平成三十年度生活保護基準の見直しによる財政影響に関する質問主意書(池田眞紀君提出)
オリンピック・パラリンピック競技大会の知的財産保護に関する質問主意書(城井崇君提出)
TPP11における酪農および畜産業分野での懸念に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
国税庁佐川宣寿長官の出勤、出張及び公用車使用に関する質問主意書(柚木道義君提出)
米軍機が投棄した燃料タンクの回収費に関する質問主意書(初鹿明博君提出)
裁量労働制における偽造比較データ問題に関する質問主意書(長妻昭君提出)
高度プロフェッショナル制度で認められる働き方等に関する質問主意書(山井和則君提出)
高度プロフェッショナル制度の対象等に関する質問主意書(山井和則君提出)
時間外労働の上限規制と企画業務型裁量労働制の拡大の是非等に関する質問主意書(山井和則君提出)
一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ヘイトスピーチに関する質問主意書(中谷一馬君提出)
「八丁味噌」の地理的表示保護制度への登録に関する質問主意書(大西健介君提出)
加害者によるDV等被害者の子の戸籍謄本の写しの交付請求に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
米国政府が鉄鋼・アルミニウム製品に高関税をかける輸入制限に対する対抗措置に関する質問主意書(初鹿明博君提出)
ハーグ条約の強制執行手続の執行に関する質問主意書(大西健介君提出)
南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する質問主意書(阿部知子君提出)
一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
いわゆる「引越し難民」の緩和のための政府の取り組みに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
技能実習生の対象職種における除染作業の是非に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
公文書の偽造に関する質問主意書(森山浩行君提出)
神戸製鋼製品の検査データ改ざん問題に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)
野村不動産株式会社に対する特別指導の端緒や経緯及びその目的等に関する質問主意書(山井和則君提出)
高度プロフェッショナル制度の対象業務をめぐめる労働政策審議会での議論に関する質問主意書(山井和則君提出)
(答弁書受領)
一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員関健一郎君提出佐川国税庁長官税務署視察に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出佐川国税庁長官の公用車の使用等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮のスリーパーセルの活動に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出旧優生保護法下における強制不妊手術に関する質問に対する答弁書
衆議院議員尾辻かな子君提出官房長官記者会見に関する質問に対する答弁書
衆議院議員尾辻かな子君提出生活保護基準の見直しに関する再質問に対する答弁書
平成三十年二月二十日提出
質問 第九〇号
佐川国税庁長官税務署視察に関する質問主意書
提出者 関 健一郎
佐川国税庁長官税務署視察に関する質問主意書
平成三十年二月十六日に国有地売却問題に関する国会答弁について佐川国税庁長官に面会を求めた際、国税庁の秘書室の担当者より「各地の税務署へ視察に出かけているため、不在にしている」との説明があった。この点に関して、以下質問する。
一 確定申告が始まった平成三十年二月十六日から終了する平成三十年四月二日までの佐川国税庁長官による税務署視察の日程はどのようになっているか。さらに平成三十年二月十六日の衆議院財務金融委員会において藤井健志次長が明らかにした、確定申告会場視察先も加え、安全上明らかにすることが不可能な場合において

は既に視察が終了している分の日程及び視察先の詳細はどのようなになっているか。
二 税務署視察の視察内容、ならびにどのような訓示を行ったか。
右質問する。
内閣衆質一九六第九〇号
平成三十年三月二日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員関健一郎君提出佐川国税庁長官税務署視察に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員関健一郎君提出佐川国税庁長官税務署視察に関する質問に対する答弁書
一について
お尋ねの期間における佐川国税庁長官による税務署視察の予定については、セキュリティ上の観点及び円滑な申告相談を実施する観点から、お答えすることは差し控えるが、同長官は、平成三十年二月二十六日時点で、同月十六日における盛岡税務署及び大船渡税務署の各々の確定申告会場並びに仙台北税務署、仙台中税務署及び仙台南税務署の三署による合同の確定申告会場の視察、同月二十一日における瀬戸税務署の確定申告会場並びに岡山東税務署、岡山西税務署、西大寺税務署及び瀬戸税務署の四署による合同の確定申告会場の視察、同月二十二日における広島東税務署、広島南税務署、広島西税務署、広島北税務署、廿日市税務署及び海

田税務署の六署による合同の確定申告会場並びに広島国税局の確定申告テレホンセンタールの視察並びに同月二十五日における鶴見税務署、横浜中税務署及び保土ヶ谷税務署の三署による合同の確定申告会場の視察を行っている。

二について

佐川国税庁長官は、一について述べた確定申告会場等の視察において、申告相談の状況等を確認するとともに、国税局や税務署の職員との意見交換を行ったが、職員に対する訓示は行っていない。

平成三十年二月二十日提出
質 問 第 九 一 号

佐川国税庁長官の公用車の使用等に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

佐川国税庁長官の公用車の使用等に関する質問主意書

確定申告が始まった二月十六日、千代田区霞が関の国税庁の周辺で、佐川国税庁長官の罷免を求める抗議活動が行われ、千人を超える国民が集まった。抗議活動は全国各地の国税局や税務署周辺でも行われ、「二官吏」に対して国民がこれだけ大規模な抗議活動を起こした事例は稀有である。佐川国税庁長官は就任以来記者会見を開いていない。平成三十年二月五日、衆議院予算委員会、逢坂誠二の質問に対して、麻生財務大臣は、森友学園への国有地売却問題をめぐり、財務省理財局長として答弁した佐川宣寿氏が国税庁長官就任後、記者会見に応じていないことについて、そ

の判断をしたのは「佐川長官本人だ」と答弁した。その理由について、麻生財務大臣は、「国税庁の所管の行政以外に関心が集まっていたことから国税庁で実施しないと決めた」とも述べた。

二月十四日の夕方、国税庁の庁舎から佐川国税庁長官が退庁する様子が目撃されている。佐川国税庁長官は公用車に乗り、都内のホテルに向かったと報じられている。マスコミ各社の記者が佐川国税庁長官にインタビューするため、自宅前待機しているものの、佐川国税庁長官は自宅には戻らず、最近では都内のホテルを自宅代わりにしていると報じられている。

二月十五日、ホテルから佐川国税庁長官は登庁するにあたり、午前七時四十五分に公用車が地下駐車場に入ると、ホテル従業員が十分おきに地下駐車場とホテル正面の車寄せの見回りを始め、佐川長官は一般客用のエレベーターではなく、従業員用のエレベーターで地下駐車場に降り、車が発したのが九時半であったとされる。佐川国税庁長官を乗せた公用車は饞が関とは別の方向に出発し、通常なら十分以内で到着する距離を三十分以上かけて遠回りし、国税庁に登庁したと報じられている。

政府は、行政の効率化を推進するとともに、国民に身を律する姿勢を示すため、平成二十四年六月一日の第五回行政改革実行本部で、各府省に公用車の運用の見直しを要請している。「公用車の運用の見直しについて」では、「社会保障・税一体改革において国民負担をお願いする中、政府としても自ら身を切る改革を実施し、一層の効率化及び経費削減に努め、国民に対して身を律する姿勢

を示す必要がある。その取組の一環として、公用車の運用の見直しを次のとおり行う」として、具体的な項目が示されている。

このような事実を踏まえ、佐川国税庁長官の公用車の使用等に疑義があるので、以下質問する。

一 佐川国税庁長官は、就任以後、「公用車による自宅等への継続的な送迎」が行われている状態であるのか。政府の見解如何。

二 佐川国税庁長官は、「公用車の運用の見直しについて」でいう「内閣に置かれる機関及び各省（以下「各府省」という。）において公用車による自宅等への継続的な送迎（以下「送迎」という。）を提供するのは、役職級による一律の基準ではなく、職務の重要度及び緊急度を中心に判断し、次に掲げる者のうちその送迎の必要性が合理的かつ妥当な者に限るものとする」もののどれに該当するのか。

三 「公用車の運用の見直しについて」でいう「公用車による自宅等への継続的な送迎」に関して、自宅以外の都内のホテルは、「自宅等」に該当するのか。政府の見解如何。

四 二月十四日を含む複数の日において、佐川国税庁長官が宿泊している都内のホテルの宿泊費は、国庫から支出されず、佐川宣寿氏の個人的支出であるという理解でよいのか。

五 政府の「公用車の運用の見直しについて」では、「社会保障・税一体改革において国民負担をお願いする中、政府としても自ら身を切る改革を実施し、一層の効率化及び経費削減に努め、国民に対して身を律する姿勢を示す必要がある」とされているが、佐川国税庁長官が就任

以来記者会見を行わないことに起因し、佐川国税庁長官の乗る公用車が取材しようとするマスコミ各社からの追及を防ぐため、通常なら十分以内で到着する距離を三十分以上かけて遠回りし、国税庁に登庁することは、「一層の効率化及び経費削減に努め、国民に対して身を律する姿勢」に反するのみならず、税金の無駄遣いであり、国税の徴収に関する最高責任者としての資質に欠けるのではないのか。政府の見解如何。

六 五に関連して、佐川国税庁長官の公用車は適切に運用されていると考えることは困難である。二月十四日および同月十五日の国税庁長官の公用車の運行記録を明らかにした上で、国税庁長官の公用車が「公用車の運用の見直しについて」に基づいて正しく運用されているのか否か、政府の見解を示されたい。

七 二月十四日を前後して、佐川国税庁長官が個人的に都内のホテルに繰り返し宿泊していたのであれば、国税庁長官の公用車使用は不適切ではないか。佐川国税庁長官が自らの支出でタクシー等を利用して、国税庁庁舎から当該ホテルに移動すべきではないか。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第九一号

平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出佐川国税庁長官の公用車の使用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出佐川国税庁長官の公用車の使用等に関する質問に対する答弁書

一について

佐川国税庁長官については、公用車による自宅等への継続的な送迎が行われている。

二について

国税庁長官については、御指摘の「公用車の運用の見直しについて」(平成二十四年六月一日第五回行政改革実行本部資料二)における、1の①から⑥までの者のうち、②所管業務に関する速やかな判断を常時求められる上位の幹部職員、③危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう)に関する業務を担当する幹部職員、④災害その他の緊急の事態が発生した場合に官房等において当該機関全体に係る業務継続を担当する幹部職員及び⑤警護の観点から送迎が特に必要と認められる職員に該当する。

三について

送迎対象者の身辺の安全や事務の適正な遂行の確保に支障が生じるおそれ、又は、自宅と自宅以外の場所各々と勤務地からの距離等を考慮した結果、送迎の必要性が合理的かつ妥当であれば、自宅以外の場所も、御指摘の「公用車の運用の見直しについて」における「自宅等」に該当する。

四について

お尋ねについては、自費で支払っていると承

知している。

五及び七について

個々の報道に関し、政府としてお答えするとは差し控えたいが、佐川国税庁長官が使用している公用車は、「公用車の運用の見直しについて」に基づき、適切に運用されている。

六について

お尋ねの「運行記録」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国税庁において作成している自動車運転日誌には、佐川国税庁長官が使用した公用車が、当日同行を出発してから最終的に同行に帰庁するまでの走行距離が記載されている。当該自動車運転日誌によると、これらの公用車の走行距離については、平成三十年二月十四日が十五キロメートル、同月十五日が十七キロメートルである。

いずれにしても、同長官が使用している公用車は、「公用車の運用の見直しについて」に基づき、適切に運用されている。

平成三十年二月二十日提出
質問 第九二号

北朝鮮のスリーパーセルの活動に関する質問
主意書

提出者 逢坂 誠二

北朝鮮のスリーパーセルの活動に関する質問
問主意書

平成三十年二月十一日、フジテレビの「ワイドナショー」に出演した東京大学に所属する国際政治学者は、米国と北朝鮮の間で戦争が起きた場

合、金正恩が殺されたとしても「スリーパーセル」という組織が活動すると指摘した。

スリーパーセルとは一般市民を装って潜伏している北朝鮮の工作員を指し、国際政治学者は、「ソウル、東京、大阪に潜んでいます。いま大阪がヤバイといわれる。首都よりほかの大都市が狙われる可能性がある」と発言した。日本に北朝鮮の暗殺部隊が潜んでいるという情報は、ネット上で議論になり、大阪に在住する韓国籍の住民をスパイ呼ばわりして憎悪を扇動したなどと非難が多くなされた。

元韓国国防省北朝鮮情報分析官で拓殖大客員研究員の高永喆氏は、「スリーパーセルは直訳すると「潜伏細胞」。日本には二百人くらい潜伏している可能性ががあります。年齢は四十〜五十代が中心で女性は一、二割ほど。ただし、(その国際政治学者)が言うような暗殺専門ではありません。有事になり、本国からの指令を受けると本格的な活動を開始。『自衛隊が一般市民を傷つけた』といった流言飛語を流したりします。特殊部隊が上陸する際は護衛役、案内役などの三人グループで手引きを担当。指令は北朝鮮から届くラジオ短波放送に数字が隠されていて乱数表で解読します」と述べる。同時に、スリーパーセルは武器を所持し、金正男暗殺に使った毒ガスのほかサイレンサー付きの拳銃、ライフル銃を隠している可能性が高いと指摘している。

このような指摘は必ずしも即座に否定されるべきものではなく、我が国の安全保障上の観点、さらには国民的な不安と関心から、北朝鮮のスリーパーセルに関する情報収集と行動の把握は、喫緊

の課題であると考えられる。他方、地上波のメディアで、正確な根拠を示さず東京大学に所属する研究者が「いま大阪がヤバイといわれる。首都よりほかの大都市が狙われる可能性がある」と発言したことは、ヘイトスピーチも含めた議論の発端になっており、多くの国民に北朝鮮に対する不安を増大させている。

このような事実を踏まえ、以下質問する。

一 我が国に、いわゆる北朝鮮の「スリーパーセル」と呼称される工作員が存在し、潜伏していると政府は考えているのか。政府の見解如何。

二 一に関連して、いわゆるスリーパーセルの実数はどの程度であると推定しているのか。

三 政府は、北朝鮮の行う破壊活動に関して、「いま大阪がヤバイといわれる。首都よりほかの大都市が狙われる可能性がある」との認識を共有しているのか。また日本国内の特定の地域について、重点的に破壊活動を抑止する対策を講じているのか。政府の見解如何。

四 朝鮮籍もしくは朝鮮籍と推定される者について、これまで日本国内で、小銃、迫撃砲などの武器を押収したことはあるのか。

五 北朝鮮の金正恩が暗殺あるいは政治的に失脚した場合、北朝鮮の政治的混乱に乗じていわゆるスリーパーセルと呼称される工作員が我が国で破壊活動を行うことは否定できない。かかる事案に関して、我が国に潜伏する北朝鮮の工作員への対策は存在しているのか。政府の見解如何。

六 公安調査庁は、「内外情勢の回顧と展望」(平成二十九年一月)において、「朝鮮総聯は、我が

国の対北朝鮮措置の影響などを受けた厳しい情勢に危機感を強めており、許宗萬議長を中心とする指導体制を一層強化し、組織の引締めを図っていくとみられる。また、引き続き、基層組織の活性化を通じて組織力の底上げを図るべく、中央幹部を積極的に派遣するなどして地方組織に対する指導を強めていくとみられる」と示しているが、高永喆氏が指摘する「スリーパーセルは直訳すると『潜伏細胞』。日本には二百人くらい潜伏している」、「有事になり、本国からの指令を受けると本格的な活動を開始。『自衛隊が一般市民を傷つけた』といった流言飛語を流したりする者についての記述はない。政府内で、高永喆氏が指摘する『潜伏細胞』について把握し、適切に国民に情報提供を行い、不安の解消を図るための部署は存在しているのか。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第九二号
平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮のスリーパーセルの活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮のスリーパーセルの活動に関する質問に対する答弁書

一から三まで、五及び六について

お尋ねの「いわゆる北朝鮮の『スリーパーセル』」

平成三十年三月九日 衆議院会議録第八号 議長報告

ル」と呼称される「工作員」及び「破壊活動」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、北朝鮮工作員について、我が国に存在するか否かを含めその動向に関する情報収集を行っているところ、その収集した具体的な内容に係るお尋ねについては、これを明らかにすることにより、今後の情報収集活動等に支障を及ぼすおそれがあるため、お答えを差し控えたい。

政府としては、北朝鮮工作員による様々な活動を想定し、関係機関が連携して、国民の生命、身体及び財産を守るために必要な対策を進めているところである。

四について

お尋ねの「朝鮮籍もしくは朝鮮籍と推定される者について・・・武器を押収した」の具体的な意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成三十年二月二十一日提出
質問 第九三 号

旧優生保護法下における強制不妊手術に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

旧優生保護法下における強制不妊手術に関する質問主意書

旧優生保護法第一条では、「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」とが示され、同法第三条第一項では、「医師

は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない」とし、「本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病患者若しくは精神薄弱を有しているもの」などに優生手術を行うことができることが定められていた。

平成三十年二月十九日、北海道は、旧優生保護法下で障害などを理由に不妊手術を施されたと思われる、個人名記載の資料が残る男女は計千二百二十九人で、最年少は十一歳の女児だったことを公表した(本事案という)。北海道は、手術の適否を審査する北海道優生保護審査会の申請書などを調査し、これまで判明したのは計八百四十一人分としていたが、新たに資料が見つかり、千九百六十二年度から千九百七十三年度に計千二百二十九人分が確認されたと発表した。男性二百三十三人、女性八百九十六人の氏名や手術の申請理由となる疾病などが記載された文書が見つかったと報じられている。

二月二十日、公明党の山口代表は記者会見で、「本人の意に反して、手術が行われた実態がある」とすれば、人権上問題がある」と述べた。その上で、「二部の地域で実態が明らかになりつつあり、対象に未成年も含まれていたということなので、与党としてはもちろんだが、幅広い理解を得て、救済の在り方を見いだす必要がある」とし、超党派での救済のための立法措置を検討すべきだ

との考えを示した。

このような事実を踏まえ、政府の方針を確認したいので、以下質問する。

一 本事案について、該当する人数を、男女別に、適切とされた理由の分類毎に、政府の把握するところを示されたい。

二 本事案について、該当する者の現時点での生存について、政府は把握しているのか。

三 厚生省公衆衛生局精神衛生課が昭和三十二年四月二十七日に作成した、同課課長名での各都道府県衛生主管部(局)長あての文書(厚生省文書)という。では、「例年優生手術の実施件数は逐年増加の途を辿っているとはいえず予算上の件数を下回っている」と示され、「実施件数を比較してみますと別紙資料のとおり極めて不均衡である」と指摘され、「手術対象者が存在しない」ということではなく、関係者に対する啓蒙活動と貴殿の御努力により相当程度成績を向上せしめ得られるものと存する」、「本年度における優生手術の実施につきまして特段の御配慮を賜わりその実をあげられるよう御願い申し上げる」と記載されていると報じられているが、この内容は事実であるのか。政府の見解如何。

四 厚生省文書は、優生保護の予算消化のために、「関係者に対する啓蒙活動と貴殿の御努力により相当程度成績を向上せしめ得られるもの」と叱咤激励する内容であると読み取れるが、過去の文書とはいえ、当時の国の政策が誤っていたことを認め、本事案に該当する者および遺族に政府は謝罪すべきではないか。政府の見解如何。

平成三十年三月九日 衆議院会議録第八号 議長の報告

五 本事案は、国家賠償法第一条でいう「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」に該当することは否定されないという理解でよい。政府の見解如何。

六 五に關連して、本事案では、最も古いものは五十年以上前の事案であると推定される。このような場合、国家賠償法第四条でいう「国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による」として、損害賠償請求権は消滅時効に該当するのではない。政府の見解如何。

七 本事案について、実態を把握するための作業チームなどを政府内に設置すべきではないか。政府の見解如何。

八 本事案は、過去数十年前に遡るものが多く、当時の文書、証言なども十分保存されておらず、国家賠償法に基づく損害賠償訴訟によるのでは、本事案の多くの該当者の救済を図ることは困難である。ハンセン病問題などの前例があるように、特別立法による解決を模索すべきではないか。政府の見解如何。

内閣衆質一九六第九三号
平成三十年三月二日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出旧優生保護法下における強制不妊手術に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出旧優生保護法下における強制不妊手術に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「本事案について、該当する」及び「政府の把握するところ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、旧厚生省の優生保護統計報告によると、御指摘の「千九百六十二年」から「千九百七十三年」までの期間の北海道における優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の優生保護法（昭和二十三年法律第五十六号。以下「旧優生保護法」という。）第四条の規定に基づく優生手術の件数は合計で四百五十七件、旧優生保護法第十二条の規定に基づく優生手術の件数は合計で二十八件となる。

なお、当該四百五十七件又は当該二十八件の男女別の内訳については、当該統計報告では確認できない。また、当該四百五十七件又は当該二十八件の優生手術が行われた者の生存状況については、政府としては把握していない。

三及び四について
現時点までに厚生労働省において確認した限りでは、御指摘の「厚生省文書」の原本が確認できないことから、お尋ねにお答えすることは困難である。

五及び六について

特定の行政庁の行為に係る国家賠償法（昭和二十二年法律第二百五号）上の賠償責任の有無については、個別具体の事実関係を踏まえて判断されるものと考えられるため、一概にお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「実態を把握するための作業チーム」の意味するところが必ずしも明らかではないが、旧優生保護法に關連する事項については、母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）を所管する厚生労働省において、今後とも必要に応じて、関係府省庁と連携を図りつつ対応していく考えである。

八について
現時点では、御指摘のような特別立法を検討することは考えていない。

平成三十年二月二十二日提出
質問 第九四号

官房長官記者会見に関する質問主意書

提出者 尾辻かな子

官房長官記者会見に関する質問主意書

政府が把握している情報を正確に国民に伝える場である官房長官記者会見がどのような形で運用されているのか、「国民の知る権利」との関係から、以下、内閣官房に質問する。

一 官房長官の定例会見とは何のために行われるのか。

二 平成二十九年（二〇一七年）八月八日の記者会

見で「これは質問にお答えする場ではない」と発言しているが、その真意は何か。

三 会見に参加する記者からの質問に答える意味は何か。

四 官房長官の記者会見に参加する要件は何か。

五 平成二十三年（二〇一一年）から金曜日午後の記者会見はクラブ加盟以外の記者も参加できるようになったが、新たに会見への参加が認められるようになった記者の人数及び記者会見に参加する資格のある記者の総人数を、菅内閣、野田内閣、安倍内閣のそれぞれの内閣ごとにお示し願う。

六 会見への参加が許可される要件は何か。

七 参加申請がなされてから「許可」「不許可」を決定し、申請者に通知するまでの平均日数は何日か。事務処理上、目安となる日数はあるのか、また誰が許可不許可を判断するのか。

八 官房長官会見の平均時間は何か。

九 現在、官房長官の指名を受けた後に記者が質問をする運用になっているが、官房長官が複数挙手をする記者の中から選んで指名する基準は何か。

十 一日二回行われている官房長官の記者会見において、記者からの質問に答える際、国民の知る権利の公平性・公正性をどう担保しているのか。

十一 質問をする記者やその質問数、内容に関して制限をかけることはあるのか。

十二 記者からの質問数や内容に制限をかける場合の理由は何か。

十三 過去一か月の官房長官会見において、指名

された記者の人数について、記者クラブ加盟記者とそれ以外に分けて、各回ごとにお示し願う。

十四 平成二十九年(二〇一七年)五月十七日の記者会見で「怪文書」と述べた文部科学省の文書は同年六月の文部科学省の再調査で発見されたが、官房長官は会見の前に調査をどのように行ったのか。文科省への指示はどのようなものだったのか。仮に文科省へ調査を指示したのであれば、その答えはどのようなものだったのか。調査を指示しなかったのであれば何故か。

十五 怪文書に關した事実關係の誤りの訂正をどのような形で国民に周知しているか。

十六 平成三十年(二〇一八年)一月十五日の記者会見で、学校法人「森友学園」の国有地売却問題に關して「佐川(宣寿・国税庁)長官に確認されたかどうか」と述べているが、佐川長官は国税庁の記者会の要請にもかかわらず、記者会見も開かず、取材に応じていないことは官房長官記者会見でも再三取り上げられているように周知の事実である。政府を代表するスポークスマンとしての責任をどのように考えているのか。右質問する。

内閣衆質一九六第九四号
平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員尾辻かな子君提出官房長官記者会見に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成三十年三月九日 衆議院會議録第八号 議長の報告

〔別紙〕

衆議院議員尾辻かな子君提出官房長官記者会見に關する質問に対する答弁書

一及び三について

内閣官房長官は、国民や国際社会に向けて政府として情報発信を行うことを主たる目的として、記者会見を行っている。

二について

御指摘の発言は、内閣官房長官記者会見は、記者からの事実に関連をした質問に対して内閣官房長官が政府の見解を答える場である旨を述べたものである。

四から七までについて

内閣官房長官記者会見の参加要件は内閣記者会が定めていると承知しており、お尋ねの「記者会見に参加する資格のある記者の総人数」については、政府として把握していない。内閣官房長官の毎週金曜日の午後の定例記者会見については、内閣記者会に所属する記者に加えて、前日の十時から十八時までの間に登録のあった、①公益社団法人日本専門新聞協会会員社に所属する記者であつて国会記者記章を保持するもの、②一般社団法人日本雑誌協会会員社に所属する記者であつて国会記者記章を保持するもの、③外務省が発行する外国記者登録証の保持者、④一般社団法人日本インターネット報道協会法人会員社に所属する記者で、十分な活動実績及び活動実態を有する者又は⑤①、②若しくは④の企業若しくは一般社団法人日本新聞協会加盟社が発行する媒体に署名記事等を提供し、十分な活動実績及び活動実態を有する者である

とそれぞれ内閣広報室が確認した者が参加可能である。また、①から⑤までのうち、人数が確認可能な⑥の該当者は、菅内閣においては十一名、野田内閣及び安倍内閣においては十二名である。

八について

内閣官房長官記者会見の平均時間は把握していない。

九及び十について

内閣官房長官が「複数挙手をする記者の中から選んで指名する」のに基準はない。また、御指摘の「国民の知る権利の公平性・公正性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房長官は、記者会見において出席した記者からの様々な質問にできる限り丁寧にお答えしている。

十一及び十二について

御指摘のような制限はしていない。なお、内閣官房長官は、多様な職責を担っている中で、日程上の制約により記者会見の終了について内閣記者会の協力を得ることがある。

十三について

お尋ねの「指名された記者の人数」については記録していない。

十四及び十五について

御指摘の「文部科学省の文書は文部科学省において作成された」と報道されたものであり、いづれからも指示を受けずに文部科学省において確認が行われている。また、御指摘の「文部科学省の文書に係る調査結果については、平成二十九年六月十五日に文部科学省において公表

している。
十六について

御指摘の「責任」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、内閣官房長官は、記者会見において出席した記者からの様々な質問にできる限り丁寧にお答えしている。

平成三十年二月二十二日提出
質問 第九五号

生活保護基準の見直しに關する再質問主意書
提出者 尾辻かな子

生活保護基準の見直しに關する再質問主意書
書

平成三十年一月三十日付「生活保護基準の見直しに關する質問に対する答弁書」に關して、以下質問する。

一 「水準均衡方式は「平均的世帯の消費水準の六乃至七割で生活保護基準の均衡を図ろう」とするものではない、との答弁は、格差縮小方式時代にイギリス、西ドイツなどの先進国の一般世帯と保護世帯との消費水準の格差(約六十%)が目標値として掲げられ、それが達成された後に水準均衡方式が導入されたという経緯をも否定する趣旨か。仮に、かかる経緯そのものは否定しないのであれば、六割以上という目標値は、いついかなる理由で消失したのか。またどこで誰が決定したのか、明らかにされたい。

二 水準均衡方式導入当初は一般勤労者世帯の平均と被保護勤労者世帯の平均が比較されてきた

が(第二回生活保護基準部会資料三)、平成二十二年以降も厚生労働省内部において、この比較試算はなされてきたか。なされてきたのであれば、その直近の年度までの数値を明らかにされた。い。なされていなかったのであれば、いついかなる理由で試算を止めたのかを明らかにされた。

三 生活保護基準部会報告書(二十九頁)は、「新たな検証方法の開発に、早急かつ不断に取り組むために、データの収集・分析や新たな検証手法の検討を継続的に行う体制を厚生労働省として整備する必要がある、そのために、年次計画を立てて計画的かつ不断に検討を進めていくことを強く求めたい。」としている。国として、この要望を真摯に受け止め、かかる体制整備や年次計画の立案を行う予定はあるか。あるとすれば、その時期的な目途を、あると回答できないとすれば、その理由を明らかにされた。

内閣衆質一九六第九五号
平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員尾辻かな子君提出生活保護基準の見直しに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員尾辻かな子君提出生活保護基準の見直しに関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「経緯」及び「六割以上という目標値」

の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(平成三十年一月三十日内閣衆質一九六第六号)三については、御指摘の「水準均衡方式」の定義についてお答えしたものである。

二について

第二回社会保障審議会生活保護基準部会(平成二十三年五月二十四日資料三における「一般世帯と被保護世帯の一人あたり消費支出格差の推移」と同じ方法により、平成二十二年以降の一般勤労者世帯の一人当たり消費支出に対する被保護勤労者世帯の一人当たり消費支出の比率を算出すると、平成二十二年が約八十三・六パーセント、平成二十三年が約八十三・三パーセント、平成二十四年度が約八十二・一パーセント、平成二十五年度が約七十七・四パーセント、平成二十六年度が約七十四・七パーセント、平成二十七年が約七十九・二パーセントとなる。

三について

御指摘の「体制整備や年次計画の立案」については、今後検討してまいりたい。

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員青山雅幸君提出住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出労働政策審議会の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」に対する答申に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出「平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果」の元になった調査結果に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出「送電線空き容量ゼロ」問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松平浩一君提出自転車事故対策と損害賠償責任保険等に関する質問に対する答弁書

平成三十年二月二十三日提出
質問 第九 六号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律に関する質問主意書

提出者 青山 雅幸

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律に関する質問主意書

平成二十九年十月二十五日、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行された。本法律は、住宅セーフティネット機能を強化するためのものと理解している。他方、平成二十七年八月二十五日、政府は、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針を改定し、「原発事故発生から四年余りが経過した現在においては、空間放射線量等からは、避難指示区域以外の地域から新たに避難する状況はなく、法の規定に従えば、支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当となると考えられる」とした。また、福島県は、平成二十九年三月三十一日、自主避難者への住宅無償提供を打ち切った。これらの事実を踏まえて、以下、質問する。

問する。

一 福島県の自主避難者への住宅無償提供打ち切り後、福島県へ帰還した避難者は、全体の何パーセントになっているか。政府が把握しているデータを明らかにされたい。

二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が規定する住宅確保要配慮者に、東日本大震災の被災者は該当するか。

三 東日本大震災の被災者が、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が規定する居住支援法人に、入居相談をした場合、同法人による登録住宅の情報提供などの援助は得られるか。

右質問する。

内閣衆質一九六第九六号
平成三十年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員青山雅幸君提出住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山雅幸君提出住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「福島県へ帰還した避難者は、全体

の何パーセントになっているか」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、福島県において、平成二十九年三月末に災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基づき応急仮設住宅の供与が終了する世帯を対象として、帰還及び生活再建に向けた住宅の確保状況及び意向等の把握を目的とした「住まいに関する意向調査」及び戸別訪問を実施したと承知している。それによると、平成二十七年十月末時点において福島県外に避難していた世帯のうち、福島県内に帰還した世帯及び帰還する意向を示した世帯の合計の割合は、平成二十九年三月末時点において十八・三パーセントとなっている。

二について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する住宅確保要配慮者には、東日本大震災の被災者(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成二十九年国土交通省令第六十三号)第三条第十号に掲げる者に該当するものに限る。以下同じ。)が含まれる。

三について

法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人は、東日本大震災の被災者に対して、法第四十二条第二号に掲げる業務として法第十条第五項に規定する登録住宅に関する情報の提供等の援助を行うことが可能である。

平成三十年二月二十三日提出
質問 第九七号

労働政策審議会の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」に対する答申に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

労働政策審議会の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」に対する答申に関する質問主意書

平成二十九年九月十五日、厚生労働省の労働政策審議会は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について、労働政策審議会の各分科会・部会で審議を行った結果を厚生労働大臣に対して書面にて答申(「本答申」という。)を行った。厚生労働省のホームページでは、同日付けで、「この答申を踏まえて法律案を作成し、次期国会への提出の準備を進めます」との意向が示されている。

労働政策審議会の運営および本答申の意味に疑義があるので、以下質問する。

一 本答申では、厚生労働省の労働政策審議会は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について審議をしたと示されているが、労働政策審議会は、当該法律案を審議したという理解でよいのか。

二 本答申では、それぞれの分科会から、「厚生労働省案は、当分科会所管関係については、おおむね妥当と認める」と示されているが、「おおむね妥当と認める」との表記の意味するところは何か。当該案についてその分科会で審議、精査し、厚生労働省案の内容等について、問題ないという結論に至ったという理解でよいのか。政府の見解如何。

三 労働政策審議会のそれぞれの分科会の委員の任命基準は何か。具体的に示されたい。

四 労働政策審議会令第十条では、「審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる」と示されているが、審議される案の裏付けとなるような調査結果が当該分科会に提出され、審議のための資料にすることには、科学的知見に基づいた審議をするためには必要かつ不可欠であるという理解でよいのか。政府の見解如何。

五 厚生労働省の提出予定法律案の審議のためには、実際の労働者の労働時間、就業の実態を把握することは不可欠と考える。労働政策審議会の分科会の委員の任命基準において、統計調査などの活用に関する基礎的知識が備わっているかなどの観点が含まれているのか。政府の見解如何。

六 本答申に係る「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について審議していた、平成二十五年十月三十日の第百四回労働条件分科会で、「平成二十五年労働時間等総合実態調査結果」が提出されたが、その元になった調査結果(「原票データ」という)では、一般労働者の一日の残業時間が四十五時間や二十四時間というものが含まれていたと承知しているが、これは事実であるか。

七 一日が二十四時間である以上、一日に四十五時間の残業を行うことは不可能である。かかる調査結果は、「審議会」が「その所掌事務を遂行するため」の「関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力」に相当するものとは到底認められないと考えるが、政府の見解如何。

八 おおむね七に関連して、分科会に提出された調査結果の基礎となる原票データに重大な瑕疵があり、それが伏せられたままそれぞれの分科会で当該法律案の審議がなされたことが明らかである以上、「厚生労働省案は、当分科会所管関係については、おおむね妥当と認める」との本答申は撤回されるべきだと考えるが、政府の見解如何。

九 厚生労働省のホームページでは、「この答申を踏まえて法律案を作成し、次期国会への提出の準備を進めます」との主張が示されているが、杜撰な原票データに基づけられたものであり、厚生労働省は「国会への提出」との主張を撤回すべきではないか。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第九七号
平成三十年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出労働政策審議会の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」に対する答申に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出労働政策審議会の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」に対する答申に関する質問に対する答弁書

一及び二について

労働政策審議会においては、平成二十九年九月八日に厚生労働大臣から働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（以下「諮問要綱」という。）の諮問を受け、それについて審議を行ったものであり、同月十五日に同審議会から、その内容について、委員から様々な意見がある中で「おおむね妥当と認める」との答申を得たものと考えている。

三及び五について

労働政策審議会の各分科会の委員並びに臨時委員及び専門委員（以下「臨時委員等」という。）は、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）第三条において、労働者を代表する者（臨時委員等）にあつては、関係労働者を代表する者、以下「労働者代表委員」という。、使用者を代表する者（臨時委員等）にあつては、関係使用者を代表する者、以下「使用者代表委員」という。及び公益を代表する者（以下「公益代表委員」という。）並びに障害者を代表する者（臨時委員等）に限り、障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。以下「障害者代表委員」という。のうちから、厚生労働大臣が任命することとされている。

労働者代表委員及び使用者代表委員については、我が国の労使それぞれの代表的団体の意見

を踏まえ、労働者及び使用者の利益を代表するにふさわしいかなど種々の要素を同大臣が総合的に勘案して、公益代表委員については、公益を代表するにふさわしい経歴、識見を有しているかなど種々の要素を同大臣が総合的に勘案して、障害者代表委員については、我が国の代表的な障害者関係団体の意見を踏まえ、障害者の利益を代表するにふさわしいかなど種々の要素を同大臣が総合的に勘案して、適格者をそれぞれ任命している。

四及び七について

「審議される案の裏付けとなるような調査結果」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の労働政策審議会の各分科会における審議に必要な資料については、厚生労働省が必要に応じて各分科会長等とも相談しながら、適時必要な資料を提出しているところである。

六について

平成二十五年度労働時間等総合実態調査に係る資料中には、「一般労働者」の一日の法定時間外労働の実績が二十四時間を超えるものが含まれていた。

八及び九について

諮問要綱については、労働政策審議会において、様々な視点に立つて審議されおおむね妥当と認める」との答申を得たものであるが、政府においては、現在、諮問要綱中、第一の五「企画業務型裁量労働制」関係以外の内容についての法案の作成作業を進めているところである。

平成三十年二月二十三日提出
質問 第九八号

「平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果」の元になった調査結果に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

「平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果」の元になった調査結果に関する質問主意書

主意書

平成三十年二月二十日、衆議院予算委員会では厚生労働大臣は、「徹底的に調べた結果として、原票について、私どもの方の倉庫にあったというところとございします」と答弁した。これは、平成二十五年十月三十日の第百四回労働条件分科会に提出された「平成二十五年度労働時間等総合実態調査結果」の元になった調査結果（原票という。）であると承知している。

厚生労働大臣は、「私の記憶でその原票というのはない」と聞いておりましたから、出せませんが、しかし、それにかわるものとして、それで打ち込んだ電子データはありますからお出しをさせていただきます。こういう答弁をさせていたのだとところ」と述べたものの、「原票について、私どもの方の倉庫にあった」とため、原票についても、「予算委員会の理事会で御協議をされるということとでございますので、それを踏まえて、私どもとしても出せる限りのものは提出をさせていただきます」と答弁した。

この原票に関連して、以下質問する。
一 原票および「それで打ち込んだ電子データ」は、公文書等の管理に関する法律第二条第四項

でいう「行政文書」に該当するという理解でよいのか。

二 ここでいう原票および「それで打ち込んだ電子データ」の行政文書としての保存期間は、何年間になるのか。

三 原票は、厚生労働省の庁舎である中央合同庁舎第五号館内の「倉庫にあった」という理解でよいのか。中央合同庁舎第五号館内になかったとすれば、どこで見つかったのか。

四 厚生労働大臣が「私どもとしても出せる限りのものは提出をさせていただきたい」と答弁し、国会審議に関わる重要な資料である以上、原票および「それで打ち込んだ電子データ」は、公文書等の管理に関する法律第二条第四項でいう「行政文書」であり、現に、「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」に相当するのではないかと。政府の見解如何。

五 公文書等の管理に関する法律第十条第一項の規定に基づき定められている、「厚生労働省行政文書管理規則」の「別表第一 行政文書の保存期間基準」では、例えば、「会議の検討のための資料として提出された文書」の保存期間は十年間である。通常であれば、「徹底的に調べた結果として、原票について、私どもの方の倉庫にあった」といふべきものではなく、保存期間内の文書であり、厚生労働省行政文書管理規則第八条でいう「職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者、副総括文書管理者、主任文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない」とものである。原票および「それ

で打ち込んだ電子データは、公文書等の管理に関する法律および厚生労働省行政文書管理規則に則って、「適切に管理」されていなかったのではないかと。政府の見解如何。

六 平成二十五年十月三十日の第百四回労働条件分科会に提出された「平成二十五年労働時間等総合実態調査結果」に基づいて、労働政策審議会が、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」が審議され、その答申に基づいて厚生労働省が作成している「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」がまさにこの国会に提出されようとしている。通常ならば、原票は「適切に管理」されていなければならないが、当初それが見つからず、「徹底的に調べた結果として、原票について、私どもの方の倉庫にあった」り、「それで打ち込んだ電子データ」が存在していたため、そこに記載されている「整合性のないデータ」の存在も明らかになった。このような経緯を踏まえると、政府が提出を予定している「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」をまさに基礎づけるものである原票および「それで打ち込んだ電子データ」の管理は不適切であり、今後政府が求めてくる「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」の審議、あるいは成立した場合、その後の一定期間の検証に耐えうるよう、これらのものは、十分な期間、保存されるべきではないか。政府の見解如何。

内閣衆質一九六第九八号

平成三十年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出「平成二十五年労働時間等総合実態調査結果」の元になった調査結果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出「平成二十五年労働時間等総合実態調査結果」の元になった調査結果に関する質問に対する答弁書

一及び四について

御指摘の「原票」とは、平成二十五年労働時間等総合実態調査の調査票に相当する「平成二十五年労働時間等に関する調査の監督付表」に平成二十五年労働時間等に関する調査の監督付表記入要領に従って労働基準監督官が記入したもの（以下「記入済付表」という。）を、また、「それで打ち込んだ電子データ」とは、記入済付表に記入された内容が入力されて厚生労働省の使用に係るサーバーに備えられたファイルに記録されていた一覧表の電磁的記録（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する電磁的記録をいう。）（以下「一覧表データ」という。）をそれぞれ指すものと解されるところ、これらについては、同項に規定する「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとし

て、当該行政機関が保有しているもの」であり、同項に規定する行政文書に該当するものと考えられる。

二、五及び六について

厚生労働省行政文書管理規則（平成二十三年厚生労働省訓第二十号）別表第一の備考五において、「本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする」とされているところ、記入済付表及び一覧表データについては、「都道府県労働局各課室、労働基準監督署及び公共職業安定所における標準文書保存期間基準の策定について」（平成二十八年三月三十日付け地発〇三三〇第五号厚生労働省大臣官房地方課長通知）における「監督復命書綴（石綿関連文書及び使用停止等命令等不利益処分を行った事案に係るものを除く）」に準じて、保存期間を三年とし、その満了後は廃棄の措置がとられるべきものであったと考えられるが、そのまま保管されていたところである。なお、平成三十年二月十九日に厚生労働省労働基準局から衆議院予算委員会理事會に提出された「事業所の名称」等の情報が消去された上で用紙に出力された一覧表データ等については、国会審議文書として適切に保存していく予定である。

三について

記入済付表は、中央合同庁舎第五号館地下二階の倉庫に保管されていたところである。

平成三十年二月二十六日提出
質 問 第 九 九 号

いわゆる「送電線空き容量ゼロ」問題に関する質問主意書

提出者 柿沢 未途

いわゆる「送電線空き容量ゼロ」問題に関する質問主意書

送電線の空き容量があるにもかかわらず、「空き容量ゼロ」とあるとして再生可能エネルギー事業者などの新規接続を拒否したり、新規接続のための送電線増強費用に相当するとされる多額の金額を「特定負担」として再生可能エネルギー事業者に転嫁する運用が行われていると指摘されている。このため既設電源と新規電源との間でイコールフティングが実現しておらず、再生可能エネルギーの導入量拡大の妨げになっているとの批判が高まっている。わが国の再生可能エネルギーの導入率は先進諸国と比べていまだ低位で、世界的な導入量拡大の加速度的なスピードに遅れをとっているとの指摘も多く、上記のような再生可能エネルギー導入の妨げを放置するのは看過できない。そこで以下、質問する。

一 電力広域的運営推進機関は、送電線への接続を原則として認めた上で系統運用において調節する、欧米では一般的となりつつある「コネクト&マネージ」の原則にならった「日本版コネクト&マネージ」の系統運用手法の採用を検討中と承知している。その中で、送電線の「想定潮流の合理化」が検討されているが、この合理化の計算の中で、

稼働していない原発については、既設分としてリザーブされる電源設備容量にカウントするのにかウントしないのか。

2 具体的には、未稼働の東京電力東通原発一号機、および着工前の電源開発大間原発一号機の容量についてはどのように計算されているか。

3 稼働停止中の原発の定格出力分を「空き容量」として数年間の長きにわたって空けておく、これまでの運用方法について、政府はどのように考えているのか。新規の再生可能エネルギー事業者等の接続の妨げになつていないと考えるのか。

4 そもそも世界的には送電線の利用についてはその時その時の実潮流ベースで計算し、系統運用を行う手法が一般的になりつつある。実潮流を正確に把握して制御する技術も確立しているところであるが、わが国において、実潮流ベースでの系統運用を採用できない理由は何か。系統運用における技術水準でわが国が先進諸国に比べて遅れているのか。

二 1 送電系統の運用手法について、資源エネルギー庁は、自らのホームページのスペシャルコンテンツ「送電線「空き容量ゼロ」は本当に「ゼロ」なのか？」において、送電線の二回線のうち一回線が故障した場合でも運用に支障のないようにする、いわゆるN-1基準について説明し、「原則的には一回線の容量である「五十％」という利用率が、平常時に電気を流すことができる最大の容量となるのです」としている。

ところが、実際には、全国の送電線において、二回線あわせて五十％を超える容量の電力を送電している事例が少なからず存在している。「五十％が平常時に電気を流すことができる最大の容量」は日本全国の全ての送電線（一般送配電事業者・送電事業者が保有および運用するもの）においてあてはまるのか。

2 最大容量が五十％以上流せる送電線は全体の何割あるのか。

3 全ての送電線に対して各電力会社は厳密な潮流計算を行っているのか。計算結果を経済産業省は把握しているのか。

4 全国の主要幹線送電系統において、「五十％超え」を記録した事例が過去一年間にあるものはどれだけか。「五十％超え」を過去一年で一度でも記録したのは主要送電系統の中の何割にあたるか。

三 1 電力広域的運営推進機関は、送電線への新規接続にあたり必要とされる送電線の増強費用について、電力会社が電力消費者からの電気料金で薄く広く回収できる「一般負担」の上限額を定めている。上限額を超える費用については、いわゆる「原因者負担」として、新規接続事業者が負担する「特定負担」により回収される。太陽光、風力に対して設定された「一般負担」の上限額は、他の電源種別と比べて低くなつており、結果として、太陽光や風力の新規事業者に多額の「特定負担」が請求される事象となつていく。

この「一般負担」の上限額を廃止し、全ての「特定負担」を「一般負担」に切り替えた場合、送電線の託送料金の上昇はkWhあたり何円になる計算か。

2 欧州では、二千三十年までに二百件の送電線の新增設が計画されているが、全費用を「一般負担」で回収した場合でも託送料金の上昇はkWhあたり〇・二〇・三円程度にしかならないと試算されている。そのような送電線増強とそれに伴う電気料金への影響のシミュレーションを政府で行ったことがあるか。

3 電力広域的運営推進機関は、「電源の設備利用率ごとに「一般負担」の上限額を設定する」としているが、それが妥当と考える理論的根拠は何か。太陽光や風力といった変動型の再生可能エネルギー(VRE)を可能な限り導入していく考え方や実潮流ベースの運用など、世界の主流となりつつある考え方に反しており、経済産業省が導入を検討している「コネクト&マネージ」の基本的考え方に反しているのではないか。

四 1 電力広域的運営推進機関は、「想定潮流の合理化等の取組の方向性」として、「想定潮流が空容量の範囲内となるよう新規電源連系量を管理」としているが(第二十三回広域系統整備委員会配布資料)、既設電源の連系量の管理の可能性については書かれていない。送電系統への連系量の管理において既設電源と新規電源を区別するのはイコールフットイングを欠いており、電力広域的運営推進機関が自ら掲げている「中立・公平な業務運営」の理念に反するのではないか。

2 上記の既設電源と新規電源の区別について、電力・ガス取引監視等委員会、公正取引委員会はどうに考えるか。

3 この場合の「既設電源」には、いまだ稼働を見ずに至っていない東京電力東通原発一号機、ならびに着工すら前である電源開発大間原発一号機は、カウントされるのかカウントされないのか。

五 EUにおいては、再生可能エネルギーの導入量の拡大をはかる目的で、再生可能エネルギーの優先給電を義務的に要求するEU指令が加盟国に対して発出されている(再生可能エネルギー指令II RES指令)。このため、出力抑制が必要な場合は、優先給電の再生可能エネルギーに先がけて、石炭火力や原発といった他の電源の出力抑制を行うべきものとされている。その上で、ドイツにおいては、再生可能エネルギーの出力抑制をやむをえず行つた場合、それにとまない生じた事業者の損失は補償され、FIT賦課金とともに電力ユーザーに転嫁される仕組みが用意されている。

しかるに、わが国においては、平成二十九年施行の改正FIT法において、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電どころか、むしろ電力会社の接続義務の規定が削除され、むしろ後退が見られる。EU指令と同等の、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電を電力会社に義務付ける規定が必要ではないか。経済産業省及び環境省はこのことについてどう考えるか。右質問する。

内閣衆質一九六第九号

平成三十年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員柿沢未途君提出いわゆる「送電線空き容量ゼロ」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員柿沢未途君提出いわゆる「送電線空き容量ゼロ」問題に関する質問に対する答弁書

一の1から3までについて

御指摘の「想定潮流の合理化」においては、電源の種類にかかわらず、電力系統への接続に関する契約（以下「接続契約」という。）を締結した電源については、これが送電線を利用することを前提として、電力系統への接続を可能とする容量が計算される。この取扱いは、接続契約を締結した発電事業者の予見可能性を確保するためのものであり、後から接続契約の申込み（以下「接続申込」という。）をした発電事業者を優先的に接続することは適切でないと考えている。

なお、事業者間の個々の接続契約の内容については、電源の種類にかかわらず、一般送配電事業者は公表していないものと認識しており、お答えすることは差し控えたい。

一の4について

御指摘の「実潮流ベースでの系統運用」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

平成三十年三月九日 衆議院会議録第八号 議長報告

なお、既存の電力系統を最大限活用するため、電力系統に接続された電源の発電電力量が当該系統の容量を上回ることが見込まれる場合には電源の出力を制御する等の一定の条件を付した上で、電力系統への接続を認める等の運用の仕組みの検討を行っているところである。

二の1について

全国の送電線においては三回線以上のものが存在しており、三回線以上の送電線等については、「五十％」という利用率が、平常時に電気を流すことができる最大の容量」とはならない。

二の2及び4について

お尋ねの割合等については、把握していない。

二の3について

御指摘の「厳密な潮流計算」の意味するところが必ずしも明らかでないが、主要な送電線への接続を可能とする容量については、各一般送配電事業者において公表しているものと承知している。

三の1及び2について

送電線の増強に係る工事に必要な費用について、全ての特定負担を一般負担に切り替えた場合における電気料金等への影響について、政府がシミュレーションを行ったことはない。

三の3について

電力の需要家が発電設備から得る受益は、当該発電設備の設備利用率に応じるため、設備利用率に応じて一般負担の上限を定めることは適

切と考えている。また、電力系統へ接続するための費用の一部を発電事業者が負担することは、欧州の多くの国においても採用されている考え方であると承知している。御指摘の「コネクト&マネージ」は、電力系統への接続を可能とする容量の計算方法を合理的なものとする等、既存の電力系統を最大限活用する考え方であり、電力系統の増強に係る工事に必要な費用の負担に関する考え方である一般負担の上限額とは性質が異なるものと認識している。

四の1及び2について

御指摘の「送電系統への連系量の管理」、「既設電源」及び「新規電源」の意味するところが必ずしも明らかでないが、接続契約を締結した電源を既設電源と、接続契約が締結されていない電源を新規電源とするならば、電力系統への接続を可能とする容量の計算における既設電源と新規電源の取扱いについては、電力広域的運営推進機関において適切に行われていると考えている。

なお、政府としては、送電線の効率的な利用、電源間の負担の公平性、発電事業者の予見可能性の確保等を考慮し、既設電源を含め、電力系統への接続を可能とする容量の計算の前提とする系統に流れる電気の量の想定を、過去の実績等を評価し合理的なものとするなど、現在の運用の改善に向けた検討を行っているところである。

四の3について

事業者間の個々の既設電源に関する接続契約

の内容については、電源の種類にかかわらず、一般送配電事業者は公表していないものと認識しており、お答えすることは差し控えたい。

五について

優先接続については、先に接続申込をした発電事業者の予見可能性を確保するため、後に接続申込をした再生可能エネルギー発電設備を優先的に接続することは適切でないと考えている。

優先給電については、電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合には、一般送配電事業者は、電力広域的運営推進機関が策定した電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の四十第三号に規定する送配電等業務指針に基づき、再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制の要請を行う前に、火力発電設備の出力の抑制の要請や地域間連系線を活用した他地域への電気の供給等の措置を講ずることとしている。

なお、平成二十九年四月に施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下「再生エネ特措法改正法」という。）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の関係する特別措置法（平成二十三年法律第八号。以下「旧再生エネ特措法」という。）第五条は、旧再生エネ特措法第六條第一項の規定による経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について電力系統への接続を求められた場合に、旧

る。

再エネ特措法第二条第一項に規定する電気事業者に当該接続を義務付けることを規定したものであり、再生可能エネルギー発電設備を他の電源よりも優先的に接続することを義務付ける規定ではない。その上で、平成二十八年四月に施行された電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)による改正後の電気事業法第十七条第四項において、一般送配電事業者は、電源の種類にかかわらず電力系統への接続を求められた場合は、正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない旨が規定されたため、これを受けて再エネ特措法改正法において旧再エネ特措法第五条が削除されたものであり、再生可能エネルギー発電設備の接続に関する法律上の取扱いに、何ら変更はない。

平成三十年二月二十六日提出
質問 第一〇〇号

自転車事故対策と損害賠償責任保険等に関する質問主意書

提出者 松平 浩一

自転車事故対策と損害賠償責任保険等に関する質問主意書

平成二十七年三月の国土交通省の資料によると、日本における自転車保有台数は増加傾向にあり、平成二十五年時点で約七千二百万台と自動車保有台数と同程度、人口一人当たりの自転車保有台数は〇.六七台であり、自転車先進国である欧米諸国と比較しても高い水準となっている。また、自転車シェアリングの台数も増加してきてい

一方、警察庁が平成三十年二月十五日に公表した「平成二十九年における交通死亡事故の特徴等について」という報告によると、平成二十九年の交通事故の死者数は三千六百九十四人(前年比マイナスイナス二十一人、マイナスイナス五.四%)となり、警察庁が保有する昭和二十三年以降の統計で最少の数値となっている。しかし、同報告によると「(自転車による)歩行者との事故は減少幅が相対的に小さく、平成二十九年は(全交通事故に占める構成比が)前年より増加。若い自転車運転者と高齢歩行者が当事者となる事故が多い状況」とのことであり、「歩行者が死亡・重傷の事故では、運転者の約五十二％は二十四歳以下、損害賠償責任保険等の加入は六十％にとどまった」との記載がある。すなわち、若い人の自転車事故が多く、自転車事故の加害者のうち、三人に一人は無保険という状態である。

そのような中、二〇一七年十二月、川崎市の市道交差点で、大学二年の女子学生(二十歳)が歩行中の女性(七十七歳)を電動アシスト自転車ではねて死亡させたとして、重過失致死容疑で書類送検される事案が発生した。女子学生は事故当時、両手をハンドルに添えた状態で右手に飲み物を持ち、左手でスマートフォンを操作、左耳にはイヤホンをしていたとのことである。この事故のように、自転車事故の全交通事故に占める構成比の増加には、一定程度、運転中のスマートフォンの利用や、イヤホンの使用等も関係しているのではないかとも思われるところである。

また、自転車事故により重度障害や死亡の結果となつた事案に関し、裁判において高額な賠償が命じられている例も多数あるところである。一例をあげれば、男子小学生(十一歳)が帰宅途中に自転車で行中、歩行中の女性(六十二歳)と正面衝突し、女性は頭蓋骨折等の傷害を負い意識が戻らない状態となつた事案では、平成二十五年七月四日、神戸地方裁判所において、九千五百二十一万円の賠償を命じる判決が出されている。

これらのことを踏まえ、質問する。

一 自転車事故に関する警察庁の前記報告によると、自転車事故に対する今後の対策として、以下の四点が掲げられている。政府として、それに関し、どのように取り組んでいくのか、現時点での計画、実施主体等を具体的に明らかにされたい。特に、3の保険加入促進については、目標値などがあればお示しいただきたい。

また、これら四点以外に自転車事故問題対策に関し取り組むことがあればあわせてご説明いただきたい。

1 交差点等における安全確認や歩道での歩行者優先等、さまざまな機会を活用して交通ルールの周知を図り、交通安全教育を推進すべき。

2 交通ルールを守らなかった場合の危険性を広く周知することともに、危険な違反を繰り返す運転者を対象とした自転車運転者講習制度の適切な運用を図るべき。

3 損害賠償責任保険等の加入促進を図るとともに、特に家庭内において加入状況の確認を

行うべき。

4 ヘルメットの被害軽減効果の周知を行うとともに、自転車利用時のヘルメット着用促進を図るべき。

二 前記の通り、自転車運転者による対歩行者死亡・重傷事故のうち、約五十二％は二十四歳以下の若い運転者による事故とのことである。これは、若者によく見られるスマートフォン片手の「ながら運転」等も原因となつていと思料するが、調査等により把握している状況、政府の見解はどのようなものか。仮にそういった事情があるとなれば、今後スマートフォンの利用者も自転車の利用者も増加することを踏まえ、さらなる対策を早急に講じるべきと考えるが、政府としてはどのように考えるか。

三 自転車利用者の多くは保険に未加入で、賠償責任に耐えられず自己破産する例も少なくないとも言われている。政府として、自転車事故を理由として自己破産する例がどの程度あるか、調査等により把握しているか。

四 自転車には、自動車のように強制加入となる「自賠責保険」のような制度が存在しない。したがって、自転車事故による損害賠償責任は任意に加入する保険により対応することとなるが、こうした中、自転車について賠償保険の加入を義務付ける自治体も出てきている。

このような自治体の動きについて、政府はこれら自治体との情報連携や住民の声や効果の集計、評価等を行っているか。行っているとすれば、政府としてこれらの動きを積極的に評価するものかどうか、お答えいただきたい。

五 自転車事故の結果、運転者が保険に加入していなかったために被害者への賠償が不十分になったり、運転者自身が自己破産したりといった問題をなくすためには、保険加入を義務付けることなども検討すべきであると考えているが、政府としてどのように考えるか。また、そのような検討を行っていけば検討状況等を説明いただきたい。

内閣衆質一九六第一〇〇号

平成三十年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松平浩二君提出自転車事故対策と損害賠償責任保険等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松平浩二君提出自転車事故対策と損害賠償責任保険等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の対策については、いずれも、平成二十八年度から平成三十二年度までを計画期間とする第十次交通安全基本計画(平成二十八年三月十一日中央交通安全対策会議決定。以下「基本計画」という。)を踏まえて実施されているものであり、政府としては、引き続き、基本計画を踏まえ、関係省庁が連携して、自転車に係る交通事故防止対策に取り組んでいく考えである。また、御指摘の四点以外の対策としては、

自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進したり、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進したりするなどの取組を行っているところである。

二について

警察庁の統計によると、平成二十九年中の二十四歳以下の自転車運転者による歩行者との交通事故において歩行者が死亡し、又は重傷を負った事故のうち、スマートフォン等を画像目的で使用していたものの件数は三件であり、例年と大きな相違はないと認識している。他方で、基本計画では、スマートフォン等を操作し、又はその画面を注視しながら乗車することの危険性等についての周知・徹底を図ることとしており、政府としては、引き続き、基本計画を踏まえ、これらの施策を着実に実施していく考えである。

三について

お尋ねについては、政府として把握していない。

四について

政府としては、一部の地方公共団体において、自転車利用者に対して、自転車の交通事故により被保険者が損害賠償の責任を負うことによつて生ずることのある損害を填補する保険への加入を義務付けていることは承知しているが、当該義務付けによる効果等については把握していない。

五について

政府としては、自転車利用者に対して、一律

に、自転車の交通事故により被保険者が損害賠償の責任を負うことによつて生ずることのある損害を填補する保険への加入を義務付けることについては、これによる負担の増加に対する理解が得られるか議論を要するため、慎重に検討する必要があると考えている。

国際観光旅客税法案

右

国会に提出する。

平成三十年二月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国際観光旅客税法

目次

第一章 総則(第一条―第十四条)

第二章 税率(第十五条)

第三章 納付等(第十六条―第十八条)

第四章 雑則(第十九条―第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条―第二十六条)

第六章 犯則事件の調査及び処分(第二十七条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国際観光旅客税について、納税義務者、課税の対象、税率、納付の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内 この法律の施行地をいう。

二 国際船舶等 本邦と外国との間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機(各国の政府又は地方公共団体が使用する船舶又は航空機であつて公用に供されるものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

三 国際観光旅客等 国際船舶等により本邦から出国する観光旅客その他の者であつて次に掲げるもの(ロ又はハに掲げる者にあつては、出入国港(出入国管理及び難民認定法昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第八号に規定する出入国港をいう。第十三条第一項及び第十四条において同じ。)から出国するものに限る。)をいう。

イ 本邦から出国する際出入国管理及び難民認定法第二十五条第一項又は第六十条第一項の規定による出国の確認を受ける者(ロ又はハに掲げる者を除く。)

ロ 国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客として政令で定めるもの

ハ 条約の規定に従うことを条件に本邦に入国する者として政令で定めるもの

四 国際旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、国際船舶等を使用して旅客を運送する事業をいう。

官 報 (号 外)

五 国内事業者 國際旅客運送事業を営む者であつて国内に住所、居所、本店又はその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項において「住所等」という。)を有するものをいう。 六 国外事業者 國際旅客運送事業を営む者であつて国内事業者以外のものをいう。 七 特別徴収 第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により國際觀光旅客税を徴収し、及び納付することをいう。	(非課税) 第六条 次に掲げる國際觀光旅客等の國際船舶等による本邦からの出国には、國際觀光旅客税を課さない。 一 國際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客であつて本邦に入国後二十四時間以内に本邦から出国するものとして政令で定めるもの 二 天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した國際船舶等に乗船し、又は搭乗していた者であつて政令で定めるもの 三 本邦から出国する日(國際旅客運送事業に使用される國際船舶等であつて政令で定めるものにより本邦から出国する者)であつては、政令で定める日)における年齢が二歳未満の者	るものの所在地) (個人である国内事業者の納税地の特例) 第八条 国内に住所のほか居所を有する個人である国内事業者で所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十六条第一項の規定の適用を受けようとする者(第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く)が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その居所地とする。 2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人である国内事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者(第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く)が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地。次項において同じ。)とする。	る者で住所を有していない者については、居所地とする。 4 個人である国内事業者が死亡した場合には、その死亡した者の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地は、その相続人の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地によらず、その死亡当時におけるその死亡した者の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地とする。 (法人である国内事業者の納税地) 第九条 法人である国内事業者の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地は、その国内事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。 一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(次号において「内国法人」という。)である場合 二 内国法人以外の法人であつて国内に事務所等を有するものである場合 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地) (国内事業者の納税地の指定) 第十条 前三条の規定による納税地が国内事業者の営む國際旅客運送事業の状況からみて特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長(政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。)は、これらの規定にかかわらず、その特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地を指定することができる。 2 国税局長は、前項の規定により特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地を指定したときは、
2 この法律において「相続」には包括遺贈を含むものとし、「相続人」には包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には包括遺贈者を含むものとする。 (人格のない社団等に対するこの法律の適用) 第三条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(第二十六条第一項及び第三項において「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。 (納税義務者) 第四条 國際觀光旅客等は、この法律により、國際觀光旅客税を納める義務がある。 (課税の対象) 第五条 國際觀光旅客等の國際船舶等による本邦からの出国には、この法律により、國際觀光旅客税を課する。ただし、当該國際船舶等が天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰つた場合は、この限りでない。	(個人である国内事業者の納税地) 第七条 個人である国内事業者の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地は、その国内事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。 一 国内に住所を有する者である場合 その住所 二 国内に住所を有せず、居所を有する者である場合 その居所 三 国内に住所及び居所を有しない者であつて国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この条から第九条までにおいて「事務所等」という。)を有するものである場合 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主た	るもの(その所在地) (個人である国内事業者の納税地の特例) 第八条 国内に住所のほか居所を有する個人である国内事業者で所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十六条第一項の規定の適用を受けようとする者(第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く)が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その居所地とする。 2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人である国内事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者(第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く)が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地。次項において同じ。)とする。 3 前二項の規定により居所地又は事務所等の所在地を特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地として指定する個人である国内事業者が所得税法第十六条第五項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地は、その住所(前項の規定により事務所等の所在地を特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地としてい	る者で住所を有していない者については、居所地とする。 4 個人である国内事業者が死亡した場合には、その死亡した者の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地は、その相続人の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地によらず、その死亡当時におけるその死亡した者の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地とする。 (法人である国内事業者の納税地) 第九条 法人である国内事業者の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地は、その国内事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。 一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(次号において「内国法人」という。)である場合 二 内国法人以外の法人であつて国内に事務所等を有するものである場合 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地) (国内事業者の納税地の指定) 第十条 前三条の規定による納税地が国内事業者の営む國際旅客運送事業の状況からみて特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長(政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。)は、これらの規定にかかわらず、その特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地を指定することができる。 2 国税局長は、前項の規定により特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地を指定したときは、

同項の国内事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

(国内事業者の納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申請等の効力)

第十一条 再調査の請求についての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る国内事業者の納税地としてその国際観光旅客税に關してされた申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分(その取消しの対象となつた処分を除く。)の効力に影響を及ぼさないものとする。

(国内事業者の納税地の異動の届出)

第十二条 国内事業者は、その特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地に異動があつた場合(第八条第一項から第三項までの規定に規定する書類の提出又は第十条第一項の規定による指定により特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の異動があつた場合を除く。)には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

(国外事業者の納税地)

第十三条 国外事業者の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その国際観光客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦から出国する出入国港

の所在地とする。ただし、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

2 第十条及び第十一条の規定は、国外事業者について準用する。この場合において、第十条第一項中「前三条」とあるのは「第十三条第一項」と、「国税局長(政令で定める場合)には、国税庁長官。次項において同じ。」とあるのは「税関長」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「国税局長」とあり、及び第十一条中「国税庁長官、国税局長又は税務署長」とあるのは「税関長」と読み替へるものとする。

(国際観光旅客等の納税地)

第十四条 国際観光旅客等の第十八条第一項の規定により納付すべき国際観光旅客税の納税地は、その本邦から出国する出入国港の所在地とする。ただし、税関長は、国際観光旅客等からの申出により、当該出入国港の所在地以外の場所を納税地として指定することができる。

第二章 税率

第十五条 国際観光旅客税の税率は、本邦からの出国一回につき、千円とする。

第三章 納付等

(国内事業者による特別徴収等)

第十六条 国内事業者は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦からの出国のために使用する国際船舶等に乗船し、又は搭乗する時までに、国際観光旅客税を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等の本邦からの出国の日の属する月の翌々末日までに、

これを国に納付しなければならない。

2 国内事業者は、前項の国際観光旅客税の納期限までに、同項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税の額その他の財務省令で定める事項を記載した計算書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 国内事業者が第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかつたときは、税務署長は、その国際観光旅客税を当該国内事業者から徴収する。

(国外事業者による特別徴収等)

第十七条 国外事業者は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦からの出国のために使用する国際船舶等に乗船し、又は搭乗する時までに、国際観光旅客税を当該国際観光旅客等から徴収し、当該国際観光旅客等の本邦からの出国の日の属する月の翌々末日までに、これを国に納付しなければならない。

2 国外事業者は、前項の国際観光旅客税の納期限までに、同項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税の額その他の財務省令で定める事項を記載した計算書をその納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 国外事業者が第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかつたときは、税関長は、その国際観光旅客税を当該国外事業者から徴収する。

(国際観光旅客等による納付)

第十八条 国際観光旅客等は、第十六条第一項又は前条第一項の規定の適用がある場合を除き、

本邦からの出国のため国際船舶等に乗船し、又は搭乗する時までに、国際観光旅客税を国に納付しなければならない。

2 国際観光旅客等が前項の規定により納付すべき国際観光旅客税を納付しなかつたときは、税関長は、その国際観光旅客税を当該国際観光旅客等から徴収する。

第四章 雜則

(税務署長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出)

第十九条 国内に住所等を有する者が国際旅客運送事業を開始しようとする場合又は国外事業者が国内に住所等を有することとなる場合には、これらの者は、財務省令で定めるところにより、その旨をこれらの者が国内事業者となることにおける特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

2 国内事業者は、その国際旅客運送事業を廃止し、若しくは休止し、又は国内に住所等を有しないこととなる場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

3 国内事業者は、前二項の規定により届け出た事項に異動(納税地の異動を除く。)を生じた場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

4 国内事業者について相続があつた場合において、当該相続により國際旅客運送事業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、速やかに、その旨を当該相続に係る被相続人の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地を所轄する税務署長に書面により届け出なければならない。 5 前項の規定は、法人が合併により国内事業者の國際旅客運送事業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。	ろにより、その旨をその特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。 3 国外事業者は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。 4 国外事業者について相続があつた場合において、当該相続により國際旅客運送事業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、当該相続に係る被相続人の特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地ごとに、速やかに、その旨を当該納税地を所轄する税関長に書面により届け出なければならない。	合併により設立した法人は合併により消滅した法人の同項の規定による記帳の義務を、それぞれ承継する。 (税関長の権限の委任) 第二十二條 税関長は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。 (財務省令への委任) 第二十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による書類の記載事項又は提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。	により徴収すべき國際觀光旅客税を徴収しなかつた者 二 第十八條第一項の規定により納付すべき國際觀光旅客税を納付しなかつた者 三 第二十一條第一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者 第二十六條 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各條の罰金を科する。
第二十條 国内に住所等を有しない者が國際旅客運送事業を開始しようとする場合又は国内事業者が国内に住所等を有しないこととなる場合(その國際旅客運送事業を廃止する場合を除く。)には、これらの者は、財務省令で定めるところにより、その旨をこれらの者が国外事業者となるときにおける特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地(当該国外事業者となる者が第十三條第一項ただし書の承認を受ける場合にあっては、その承認を受ける場所)ごとに、当該納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。	5 前項の規定は、法人が合併により国外事業者の國際旅客運送事業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。 (記帳義務) 第二十一條 国内事業者及び国外事業者は、政令で定めるところにより、その國際旅客運送事業に係る國際觀光旅客等の本邦からの出国に関する事実を帳簿に記載しなければならない。 2 相続があつた場合においては相続人は被相続人の前項の規定による記帳の義務を、法人が合併した場合においては合併後存続する法人又は	第二十四條 第十六條第一項又は第十七條第一項の規定により徴収して納付すべき國際觀光旅客税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 2 前項の納付しなかつた國際觀光旅客税の額は、二百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、二百万円を超えその納付しなかつた國際觀光旅客税の額に相当する金額以下とすることができ。	2 前項の規定により第二十四條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。 3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
2 国外事業者は、その國際旅客運送事業を廃止し、若しくは休止し、又は国内に住所等を有することとなる場合には、財務省令で定めるところにより、その旨をその特別徴収に係る國際觀光旅客税の納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。	2 前項の規定は、法人が合併により国外事業者の國際旅客運送事業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。 (記帳義務) 第二十一條 国内事業者及び国外事業者は、政令で定めるところにより、その國際旅客運送事業に係る國際觀光旅客等の本邦からの出国に関する事実を帳簿に記載しなければならない。 2 相続があつた場合においては相続人は被相続人の前項の規定による記帳の義務を、法人が合併した場合においては合併後存続する法人又は	第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第一号の規定に該当する者が同号に規定する國際觀光旅客税について前條の規定に該当するに至つたときは、同條の例による。 一 第十六條第一項又は第十七條第一項の規定	第二十七條 国外事業者の特別徴収に係る國際觀光旅客税及び國際觀光旅客等の第十八條第一項の規定により納付すべき國際觀光旅客税の犯則事件の調査及び処分については、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員とみなして、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)

第十一章の規定(同法第五百五十三條及び第五百五十四條第一項の規定を除く。)を適用する。

2 国税通則法第五百五十三條第五項の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の当該職員及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「税務署の当該職員」とあるのは「税務署の当該職員(税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は当該犯則事件に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税関の税関職員)」と、同項ただし書中「国税局の当該職員」とあるのは「国税局の当該職員(税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は当該犯則事件に係る国際観光旅客税の納税地を所轄する税関の税関職員)」と読み替へるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(特別徴収に係る国際観光旅客税に関する経過措置)

第二条 第四条、第五条及び第三章の規定は、国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等の本邦からの出国のうちこの法律の施行の日以下「施行日」という。)前に締結された運送契約(施行日前に当該出国の日を定めたものに限る。)によるものに係る国際観光旅客税については、適用しない。ただし、運送契約その他の契約において運賃の領収とは別に徴収することとされている国

際観光旅客税については、この限りでない。

(国際旅客運送事業の開始の届出に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に国際旅客運送事業を営んでいる者は、平成三十一年二月二十八日(当該者が同日前に第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により国際観光旅客税を納付する場合にあつては、当該納付の日)までに、財務省令で定めるところにより、その旨を、国内事業者にあつてはその納税地を所轄する税務署長に、国外事業者にあつてはその納税地(当該国外事業者が第十三条第一項ただし書の承認を受ける場合にあつては、その承認を受ける場所)を所轄する税関長に、届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出は、第十九条第一項又は第二十条第一項の規定による届出とみなす。

(納税地に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に所得税法第十六条第一項又は第二項の規定の適用を受けている個人である国内事業者に対する第八条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日においてこれらの規定に規定する書類の提出があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に所得税法第十八条第一項又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十八条第一項の規定による所得税又は法人税の納税地の指定を受けている国内事業者については、施行日においてその納税地を国際観光旅客税の納税地として第十条第一項の規定による

指定を受けたものとみなす。

3 前項の場合において、所得税法第十八条第三項又は法人税法第十八条第二項の規定による通知は、第十条第二項の規定による通知とみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)」の下に「国際観光旅客税法(平成三十年法律第 号)」を加える。

第九条を次のように改める。

(国際観光旅客税法の特例)

第九条 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより合衆国軍隊の用務を遂行するために必要なものであることを明らかにして締結された運送契約によるものについては、国際観光旅客税を免除する。

2 前項の運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号に規定する国際旅客運送事業を営む者は、政令で定めるところにより、当該運送契約が前項に規定する政令で定めるところにより締結されたものであることを証する書類を保存しなければならない。

(関税法の一部改正)

第七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「とあるのは「関税」と、第三十五條第二項第二号(更正又は決定による納付)」とあるのは「を」の第三十五條第二項第二号(申告納税方式による国税等の納付)」とあるのは「関税の」に改める。

第二百五條の二の表第七十四條の九第一項の項中「行うもの」の下に「又は国際観光旅客税について行うもの」を加へ、同表第七十四條の十一第一項の項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同表第七十四條の十一第六項の項中「源泉徴収による所得税」を「源泉徴収等による国税」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第八条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印紙税法(昭和四十二年法律第二十

三号)の下に、「國際觀光旅客税法(平成三十年法律第 号)を加える。

第三条第一項中「印紙税法」の下に、「國際觀光旅客税法」を加え、同条に次の一項を加える。

3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項(國際觀光旅客税法の特例)の規定は、第一項において準用する同条第一項の運送契約を締結した國際觀光旅客税法第二條第一項第四号(定義)に規定する國際旅客運送事業を営む者について準用する。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の四 自動車重量税法の特例(第九十条の十一―第九十条の十五)」を「第三節の四 自動車重量税法の特例(第九十条の十一―第九十条の十五)」に改める。

第一条中「自動車重量税」の下に「國際觀光旅客税」を加え、「印紙税法」を「國際觀光旅客税法(平成三十年法律第 号)」「印紙税法」に改める。

第六章第三節の四の次に次の一節を加える。

第三節の五 國際觀光旅客税法の特例

第九十条の十六 本邦に派遣された外国の大

使、公使、領事その他これらに準ずる者(以下この項において「大使等」という。)の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものであることを明らかにして締結された運送契約によるものについては、國際觀光旅客税を免除する。ただし、外国に派遣された本邦の大使等のその外国からの出国について國際觀光旅客税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使等については、相互条件による。

2 国賓その他これに準ずる賓客として政令で定めるもの(以下この項において「国賓等」という。)の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより締結された運送契約によるものについては、國際觀光旅客税を免除する。ただし、外国に入国した本邦の国賓等に相当する者のその外国からの出国について國際觀光旅客税に類似する租税の免除に制限を付する国の国賓等については、相互条件による。

3 前二項の運送契約を締結した國際觀光旅客税法第二條第一項第四号に規定する國際旅客運送事業を営む者は、政令で定めるところにより、当該運送契約が前二項に規定する政令で定めるところにより締結されたものであることを証する書類を保存しなければならない。

第九十七条の二第二十四項の表第四十三條第二項の項を次のように改める。

第四十三條第二項

又は國際觀光旅客税法
國際觀光旅客税に

若しくは國際觀光旅客税法
國際觀光旅客税又は特別還付金に

第九十七條の二第二十四項の表第七十三條第一項第一号の項中「更正又は決定による」を「申告納税方式による国税等」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第十条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同條第九号中「(納税の猶予)の下に」の通知等」を加え、同條第十号イ中「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等」に、「期限内申告書」を「期限内申告」に改め、同號二中「(過少申告加算税等の納付)を削り、同條第十三号中「開始」を「開始等」に改める。

第十五條第一項第三号中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同項第四号中「申告書の提出期限前の決定等」を「更正及び決定の特則」に改め、同項第五号の二中「第三号及び第五号(源泉徴収による国税等)」を「第四号まで及び第六号(納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定)」に改め、同項第六号中「(繰上請求)」を削り、同項第七号中「第三号及び第五号」を「第四号まで及び第六号」に改め、同項第十一号中「第二次納税義務者に対する納付通知」を「第二次納税義務の通則」に、「保証人に対する納付通知」を「担保の処

分」に改める。

第五百五十九條第一項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第十一条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「源泉徴収による」を「源泉徴収等による」に、「(この)を」及び「國際觀光旅客税法(平成三十年法律第 号)第二條第一項第七号(定義)に規定する特別徴収に係る國際觀光旅客税(これらの)に改め、同條第五号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同條第六号ハ(2)中「第五十八條第二項又は第八十一條の九第二項(被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等)」を「(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)、第五十八條第二項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)又は第八十一條の九第二項(連結欠損金の繰越し)」に改め、同條第八号中「(納税の猶予)の下に」の通知等」を加え、同號イ中「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等」に改め、同號二中「(過少申告加算税等の納付)を削る。

第十五條第一項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同條第二項中「第十二号」を「第十三号」

に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 国際観光旅客税 本邦からの出国の時第十五条第三項第一号中「非居住者に対する

準用」を「申告、納付及び還付」に改め、同項第二号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第十一号」の下に「書式表示による申告及び納付の特例」を加え、

「申告納税方式による印紙税」を「預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 国際観光旅客税法第十八条第一項(国際観光旅客等による納付)の規定により納付すべき国際観光旅客税

第三十三条第二項中「又は電源開発促進税を

「電源開発促進税又は国際観光旅客税法第十六条第一項(国内事業者による特別徴収等)の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税」に、「国税又は源泉徴収」を「国税又は源泉徴収等」に改め、同項第一号中「の特例」を削り、同項第二号中「提出先の特例」を提出先等」に、「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第三項中「徴収すべき消費税等」の下に「又は国際観光旅客税法第十七条第一項(国外事業者による特別徴収等)の規定により徴収して納付すべき国

際観光旅客税に係る不納付加算税若しくは第十八条第三項若しくは第四項(同条第三項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税」を加え、「当該消費税等」を「これらの国税」に改める。

第三十六条第一項中「以下」を削り、同項第二号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第三十八条第二項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第四十三条第一項ただし書中「課する消費税等」の下に「又は国際観光旅客税(国際観光旅客税法第十六条第一項(国内事業者による特別徴収等)の規定により徴収して納付すべきものを除き、その滞納処分費を含む。)」を加え、「当該消費税等」を「これらの国税」に改め、同条第二項中「又は電源開発促進税」を「電源開発促進税又は国際観光旅客税法第十六条第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税」に改め、同項第一号中「の特例」を削る。

第四十五条の見出し中「国税局長又は税関長を「税関長又は国税局長」に改め、同条中「税関長による徴収」を「国税の徴収の所轄庁」に、「場合若しくはを場合又はは」に改め、「又は第四十三条第三項(徴収の引継ぎ)若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合」を削り、「繰上保全差押」を「繰上請求」に改め、「除く」の下に「。以下この項において同じ」を、「ついでには、」の下に「同章中」を加え、

「それぞれ「税関長」若しくは「税関」又は「国税局長」若しくは「国税局」を「税関長」又は「税関」と、第三十六条第一項(納税の告知)中「同じ。」「とあるのは「同じ。」「又は国際観光旅客税法第十八条第一項(国際観光旅客等による納付)の規定により納付すべき国際観光旅客税でその法定納期限までに納付されなかつたもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第四十三条第三項又は前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章(第三十四条の二(口座振替納付に係る通知等)、第三十六条、第三十八条第三項、第三十九条及びこの節を除く。)の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。

第四十六条第一項各号列記以外の部分中「第四項」の下に「(国税の徴収の所轄庁)」を加え、「国税の徴収の所轄庁」を「更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例」に、「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同項第一号中「源泉徴収による国税に」を「源泉徴収等による国税に」に改め、同号イ中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に、「納付」を「納付等」に改め、同条第二項中「前項」を「同項」に改め、「また」を削り、同条第三項第三号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第六十条第一項第二号中「期限後申告等」によ

る」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同項第五号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、同条第二項中「納付」を「納付等」に改める。

第六十一条第三項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第六十七条第一項中「源泉徴収による国税が」を「源泉徴収等による国税が」に改め、「税務署長」の下に「又は税関長」を加え、「第三十六条第一項第二号(源泉徴収による国税の)」を「納税の告知(第三十六条第一項)に改め、「による納税の告知」の下に「(同項第二号に係るものに限る。)」をいう。次項において同じ。」「を加え、同条第二項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改め、「第三十六条第一項第二号の規定による」を削り、同条第三項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第六十八条第三項中「税務署長」の下に「又は税関長」を加える。

第七十三条第一項第一号中「更正又は決定による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同項第五号中「交付要求」を「交付要求の手続」に改め、同条第三項第四号中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第七十四条の五中「、石油石炭税」の下に「、国際観光旅客税」を加え、同条第一号イ中「諮問」の下に「及び官公署等への協力要請」を加

え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 國際觀光旅客税に関する調査 次に掲げる行為

イ 次に掲げる者に対して質問し、その者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

(1) 國際觀光旅客税法の規定による國際觀光旅客税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者

(2) 國際觀光旅客税法第十六条第一項(国内事業者による特別徴収等)又は第十七条第一項(国外事業者による特別徴収等)の規定により國際觀光旅客税を徴収して納付する義務がある者又はその義務があると認められる者

ロ イ(2)に掲げる者の委託を受けて運賃の領収を行う者その他自己の事業に関し、に規定する者と取引があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

第七十四条の九第一項中「行うもの」の下に「又は國際觀光旅客税について行うもの」を加え、同条第三項第一号中「並びに第五号イ」を「第五号イ並びに第六号イ」に改める。

第七十四条の十一第一項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第六項中「源泉徴収による所得税」を「源泉徴収等による国税」に改める。

第七十四条の十二第六項中「消費税等」の下に「又は國際觀光旅客税」を加える。

第八十五条第一項中「又は電源開発促進税」を

「電源開発促進税又は國際觀光旅客税(國際觀光旅客税法第十八条第一項(國際觀光旅客等による納付)の規定により納付すべきものを除く。次条第一項において同じ。))」に、「又は国税局長を、国税局長又は税関長に、」税務署長等の処分についての再調査の請求を「国税に関する処分についての不服申立て」に改め、同条第二項中「又は国税局を、」国税局又は税関に改める。

第八十六条第一項中「又は電源開発促進税」を「電源開発促進税又は國際觀光旅客税」に改める。

第九十条第一項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

第九十条第二項中「係る消費税等」の下に「又は國際觀光旅客税(國際觀光旅客税法第十六条第一項(国内事業者による特別徴収等)の規定により徴収して納付すべきものを除く。))」を加え、「当該消費税等」を「これらの国税」に改め、「また」を削る。

第一百十七条第二項中「係る消費税等」の下に「又は國際觀光旅客税(國際觀光旅客税法第十六条第一項(国内事業者による特別徴収等)の規定により徴収して納付すべきものを除く。))」を加え、「当該消費税等」を「これらの国税」に改め、「また」を削る。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第十二条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項の表国税徴収法の項中「源泉徴収」を「源泉徴収等」に改める。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正)

第十三条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「國際運送貨物」を「税関手続又は國際運送貨物」に改め、「税関手続その他の」を削る。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律及び会社更生法の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「石油石炭税」の下に「特別徴収に係る國際觀光旅客税」を加える。

一 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第七十六条及び第二百四十二条

二 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百二十九条

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正)

第十五条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成二十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「自動車重量税」の下に「國際觀光旅客税」を加え、「印紙税法」を「國際觀光旅客税法(平成三十年法律第 号)、印紙税法」に改める。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十六条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表国税通則法の項中「所得税(このを「及び」に、「所得税及び復興特別所得税(これらのを「及び復興特別所得税並びに」に改める。

(財務省設置法の一部改正)

第十七条 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号を次のように改める。
四 法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収を行うこと。

理 由

平成三十年度の税制改正の一環として、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設することとし、国際観光旅客等を納税義務者とし、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国を課税の対象とするほか、国際観光旅客税の税率を定めるとともに、国際観光旅客税の納付の手続その他納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際観光旅客税法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国際観光旅客税の納税義務者は、国際観光旅客等とすること。
- 2 課税の対象は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国とすること。
- 3 税率は、本邦からの出国一回につき、千円とすること。
- 4 納税義務の適正な履行を確保するため必要な規定を設けること。
- 5 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成三十一年一月七日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行による増収見込額

本案施行による増収見込額は、初年度において約六十億円、平年度において約四百三十億円である。

右報告する。

平成三十年三月二日

財務金融委員長 小里 泰弘

衆議院議長 大島 理森殿

昨八日は、会議を開くに至らなかったため、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第五号

平成三十年三月八日(木曜日)

午後一時開議

第一 国際観光旅客税法案(内閣提出)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一〇八円 一〇円